

令和 8 年第 1 回定例組合議会（令和 8 年 3 月 25 日）

入間東部地区事務組合議会会議録

入間東部地区事務組合議会

令和 8 年第 1 回入間東部地区事務組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
議事日程（3月25日）	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
開会及び開議の宣告（午前10時01分）	5
◎議会運営委員長の報告	5
日程第1 諸般の報告	6
日程第2 議席の指定	6
日程第3 会議録署名議員の指名	6
日程第4 会期の決定	6
◎例月出納検査結果の報告	7
◎出席説明員の報告	7
日程第5 管理者施政方針	7
日程第6 常任委員の選任	11
日程第7 議会運営委員の選任	11
日程第8 議案審議	11
◎第 1 号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例及び入間東部地区事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	11
◎第 2 号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	11
◎第 3 号議案 令和 8 年度入間東部地区事務組合一般会計予算	11
◎第 4 号議案 監査委員の選任について	11
◎第 5 号議案 損害賠償（安全配慮義務違反）請求事件に関する和解について	11
日程第9 一般質問	48
日程第10 閉会中の継続調査の申出について	55
◎管理者あいさつ	56

閉会の宣告（午後 1 時 1 5 分） 5 6

署 名 5 7

入間東部地区事務組合告示第5号

令和8年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年3月16日

入間東部地区事務組合管理者 星 野 光 弘

- 1 期日 令和8年3月25日（水）午前10時
- 2 場所 入間東部地区事務組合大講堂（4階）

○応招・不応招議員

応招議員（１５名）

１番	佐野正幸	議員	２番	村元寛	議員
３番	前田広子	議員	４番	原田雄一	議員
５番	本名洋	議員	６番	小松伸介	議員
７番	川畑勝弘	議員	８番	篠田剛	議員
９番	川畑京子	議員	１０番	山田敏夫	議員
１１番	林善美	議員	１２番	池上義典	議員
１３番	田中栄志	議員	１４番	塚越洋一	議員
１５番	久保健二	議員			

不応招議員（なし）

令和 8 年第 1 回入間東部地区事務組合議会定例会議事日程

令和 8 年 3 月 2 5 日（水）

午前 1 0 時 開 会

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 管理者施政方針

日程第 6 常任委員の選任

日程第 7 議会運営委員の選任

日程第 8 議案審議

第 1 号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例及び入間東部地区事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第 2 号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

第 3 号議案 令和 8 年度入間東部地区事務組合一般会計予算

第 4 号議案 監査委員の選任について

第 5 号議案 損害賠償（安全配慮義務違反）請求事件に関する和解について

日程第 9 一般質問

日程第 1 0 閉会中の継続調査の申出について

閉 会

議会議長

△出席議員（１５名）

１番	佐野正幸	議員	２番	村元寛	議員
３番	前田広子	議員	４番	原田雄一	議員
５番	本名洋	議員	６番	小松伸介	議員
７番	川畑勝弘	議員	８番	篠田剛	議員
９番	川畑京子	議員	１０番	山田敏夫	議員
１１番	林善美	議員	１２番	池上義典	議員
１３番	田中栄志	議員	１４番	塚越洋一	議員
１５番	久保健二	議員			

△欠席議員（なし）

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

辻本貴徳	事務職員	福田篤史	事務職員
------	------	------	------

△地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

星野光弘	管理者	林伊佐雄	副管理者
高畑博	副管理者	嶋村武彦	会計管理者
佐々木恵司	事務局長	高橋映治	次長兼 総務課長
上田安孝	消防長	大野一郎	次予長兼 消防課長
石塚孝	消防総務課長	中村哲也	警防課長
波多野裕人	救急課長	東原克巳	指揮統制課長
小嶋学	西消防署長	生井重雄	東消防署長

.....
△開会及び開議の宣告（午前１０時０１分）

○田中栄志議長 ただいまの出席議員は15人です。

議員の出席が定足数に達していることから、本定例会の成立を認め、ただいまから令和８年第１回入間東部地区事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

.....
◎議会運営委員長の報告

○田中栄志議長 議会運営委員会の報告を求めます。

川畑委員長。

○川畑勝弘議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

令和７年第２回入間東部地区事務組合議会臨時会において、閉会中の継続調査として申出を行いました議会運営、議長の諮問等に関する事項について、本日、午前９時半から議会運営委員会を開催し、協議しましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、本定例会における議事運営についてご報告いたします。

提出議案については、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例及び入間東部地区事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例及び入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例並びに令和８年度入間東部地区事務組合一般会計予算及び監査委員の選任について並びに損害賠償（安全配慮義務違反）請求事件に関する和解についての５件でございます。

次に、資料要求の提出はなく、４番、原田雄一議員からの一般質問の通告を確認をいたしました。

また、会議につきましては、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議いたしました結果、本日１日とすることに決定し、日程につきましては、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりとすることに決定いたしましたので、お手数ですが、議事日程（案）の（案）を二重線等で消していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、閉会中における継続調査の件につきましては、議長宛てに申出を行うことに決定をいたしました。

以上、本定例会の運営が円滑に行われますよう皆様のご理解とご協力をお願いし、ご報告といたします。

○田中栄志議長 ただいまの報告に対し、質疑を受けます。

〔「なし」という声あり〕

○田中栄志議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第1 諸般の報告

○田中栄志議長 日程第1，諸般の報告を行います。

初めに，三芳町選出の細田三恵議員が令和8年2月28日付で組合議会議員を辞職されたので，入間東部地区事務組合議会会議規則第147条第2項の規定により，本議会においてご報告いたします。

あわせて，欠員となっておりました三芳町選出議員の補欠として，令和8年3月12日付で池上義典議員が選出されましたので，ご報告いたします。

ただいまの報告に対し，質疑を受けます。

〔「なし」という声あり〕

○田中栄志議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で報告を終了いたします。

△日程第2 議席の指定

○田中栄志議長 日程第2，議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により，池上義典議員の議席を12番と指定いたします。

△日程第3 会議録署名議員の指名

○田中栄志議長 日程第3，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により，5番・本名洋議員，6番・小松伸介議員を指名いたします。

△日程第4 会期の決定

○田中栄志議長 日程第4，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は，本日1日にしたいと思いますが，これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○田中栄志議長 異議なしと認め，よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎例月出納検査結果の報告

- 田中栄志議長 ここで、ご報告いたします。

例月出納検査の結果報告の写しをお手元に配付しております。

◎出席説明員の報告

- 田中栄志議長 また、地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一覧のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

△日程第5 管理者施政方針

- 田中栄志議長 日程第5，管理者施政方針について説明を求めます。

星野管理者。

- 星野光弘管理者 おはようございます。本日の定例会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、管理者施政方針を申し上げます。当組合の現況と、令和8年度における消防行政及び衛生行政の施政方針を謹んで申し上げ、議員の皆様と住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、当組合管理施設であります入間東部広域斎場しののめの里において、昨年8月から12月までにかけ、法令に抵触する事案が発生いたしました。住民の皆様の信頼を損なう事態となりましたことを組合の管理者として深くおわびを申し上げます。本事案発生により、監督官庁から指定管理者に対して口頭厳重注意との指導を受けました。火葬場は、公共性の高い施設であることから、本事案の重大性を鑑み、過日、報道機関に対してプレスリリースを行った結果、2月18日の埼玉新聞に掲載されることとなりました。また、組合及びしののめの里ホームページにおいて、本事案発生に対するおわびと今後の対応についてのお知らせをさせていただきました。今後は、指定管理者への指導、監督を強化し、二度とこのような事態を招かぬよう、適切な施設運営の徹底に全力を尽くしてまいります。

次に、緊急消防援助隊の出動に伴う消防庁長官賞状の授与についてご報告を申し上げます。昨年2月26日に岩手県大船渡市で発生した山林火災は、広範囲に延焼が広がり、焼損面積約3,370ヘクタール、焼損建物226棟、死者1名という甚大な被害が生じました。この火災では、消防庁長官の求めに応じ、全国各地から駆けつけた緊急消防援助隊が現地で消防活動に従事され、当組合からも消火隊1隊を現地に派遣し、消火活動に従事いたしました。この出動に対し、本年3月18日に消防庁から長官賞状が授与されましたので、ご報告を申し上げます。

さて、年明けから1月下旬にかけて、今期最長、最強と言われる強烈な寒波の影響で、日本海側を中心とした広い地域が記録的な大雪となりました。除雪作業中の転倒などの事故が相次いだほか、停電や公共交通機関の運休、道路の通行止めなど、災害級の大雪は列島各

地で猛威を振るいました。

また、昨年冬から全国各地で林野火災が相次いで発生いたしました。本年2月4日に埼玉県秩父市浦山で発生した林野火災は広範囲に延焼が広がり、焼失面積は約143ヘクタールまで拡大いたしました。2月5日には、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、秩父消防本部から要請を受けた県内消防本部が現地で消防活動に従事し、当組合からも2月7日から13日にかけて、消火隊延べ6隊、24名を現地に派遣し、消火活動に従事したところでございます。管内の災害はもちろんのこと、管轄外の災害につきましても要請に迅速に対応できるよう、今後も万全を期して準備をいたします。

続きまして、令和7年中の組合管内の災害状況及び消防活動の実績を申し上げます。まず、火災出動件数につきましては46件、前年比1件の増加となりました。

続きまして、救急出動件数につきましては、11件の管外応援出場を含め1万6,171件で、昨年比109件の減少となり、令和2年以来5年ぶりに前年件数を下回りました。また、救急支援出動件数につきましては1,594件で、前年比220件の増加となりました。

次に、埼玉県ドクターヘリコプターの要請件数につきましては42件で、前年比7件の増加となりました。

続きまして、救急出動件数につきましては331件で、前年比44件の増加となり、火災、交通事故、建物や機械による事故事案において、89名の方を救助いたしました。

これらの状況、実績を踏まえ、消防活動の主な施策について申し上げます。

まず、常備消防に関する施策でございます。緊急車両につきましては、当組合更新計画に基づき、西消防署配備の救助工作車Ⅲ型と三芳分署配備の高規格救急自動車を更新いたします。更新車両には最新鋭の装備を導入し、消防力の強化を図ってまいります。

また、埼玉県から要請を受け、本年4月1日付で三芳分署の救急三芳1号車を緊急消防援助隊一次編成救急小隊として新たに登録いたします。さらに、埼玉県大隊に新たに設置される安全管理部隊に、西消防署の入東西1号車を1編成消火小隊兼務として登録をいたします。

次に、庁舎につきましては、三芳分署防水改修工事の設計業務が令和7年度に完了しましたので、令和8年度の工事着手に向けてしっかりと準備を進めてまいります。

また、併せて、庁舎施設の長寿命化を図るため、各施設の予防修繕を計画的に進めてまいります。

次に、消防業務の中核である高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムにつきましては、昨年11月に新システムへの切替えが完了いたしました。現在は仮運用を行っており、本年4月から正式運用を開始いたします。

次に、消防活動に関する取組でございます。頻発化、激甚化する各種災害に対応するため、災害現場で活動する隊員の育成が重要な課題となっております。各所属における教育訓練を

はじめ、消防大学校及び消防学校で実施される専門教育訓練を通じて、知識及び技術の習得に努めてまいります。

次に、救助業務の取組でございます。救助隊員の育成につきましては、消防学校の専門教育である救助科への入校のほか、当組合が独自に実施しております救助隊員資格認定教育訓練により育成を図っているところでございます。また、各消防本部の消防救助隊員が一堂に会し、競い学ぶことを通じ、模範となる消防救助隊員を育成するため、消防救助技術指導会に出場いたします。当組合が目標としております全国消防救助技術大会は、本年8月22日に新潟県新潟市におきまして開催される予定でございます。

なお、令和8年度の関東地区指導会が7月17日に当組合東消防署で開催されますので、住民の皆様のご期待に応えるべく、しっかりと準備を進めてまいります。

次に、救急業務に関する取組でございます。救急搬送時に傷病者のマイナ保険証を活用し、過去に受診した医療機関や処方された薬などの医療情報を閲覧できるマイナ救急を令和8年度より本格的に運用いたします。円滑な搬送先医療機関の選定や、より適切な処理により、救急サービスの向上を図ります。

救急隊員の育成につきましては、消防学校の専科教育である救急科へ令和8年度も引き続き職員を入校させ、救急隊員資格取得者の増員を図ります。あわせて、救急救命士埼玉県養成課程及び救急救命東京研修所に救急隊員を入校させ、国家資格である救急救命士の資格取得を目指してまいります。また、救急需要の多い日中の救急対策として、令和7年度より運用を開始いたしました日勤救急隊につきまして、現在は平日の日中のみ出動しておりますが、本年4月1日から365日対応とし、さらなる救急対応の向上を図ってまいります。

次に、住民の皆様に対する応急手当ての普及啓発につきましては、正しい救急の知識や救命の技術を学んでいただくため、組合ホームページや構成市町の広報紙などを通じて情報を発信し、さらなる普及啓発に努めてまいります。

次に、火災予防に関する取組でございます。防火対象物の火災予防を目的とした立入り検査を令和7年中に776件実施いたしました。立入り検査を行う予防査察員が消防法令違反に対する違反処理等を適切に行えるよう、各種研修への積極的な参加と組合内部における職員研修を定期的に行ってまいります。また、住宅火災による被害低減のため、住宅密集地域を中心とした住宅防火指導及び住宅用火災警報器の適正な維持管理を含めた総合的な防火防災対策と、感震ブレーカーの設置をはじめとした地震、火災対策を推進してまいります。

続きまして、非常備消防に関する施策でございます。消防団装備のさらなる充実強化を図るため、富士見市第2分団、ふじみ野市第1分団、三芳町第1分団の消防ポンプ自動車を更新いたします。更新車両は、全て普通自動車免許で運用できる車両総重量3.5トン未満の消防ポンプ自動車となります。従来の消防団車両よりも小型となることから、住宅密集地域や

狹隘道路での高い機動性が期待できる車両となります。また、ふじみ野市第1分団の更新車両は、当組合においては初となる小型動力ポンプ積載車両となります。ポンプ室がないことから積載能力が高く、機動性と機能性を兼ね備えた車両となります。

次に、消防団員の育成につきましては、消防学校における教育訓練を通じて専門的な知識及び技術の習得に努めるとともに、消防職員との合同訓練を実施し、より一層の連携強化に取り組んでまいります。

続きまして、衛生行政の取組につきまして申し上げます。

初めに、浄化センターの運転状況でございますが、昨年4月1日から本年2月末日までの搬入量は7,758キロリットルであり、前年同時期と比較して、同程度で安定した処理を行っております。浄化センターにおいては、平成30年の運用開始からプラントメーカーの随意契約により運転管理業務を行ってまいりましたが、運用コストの縮減及び長期的かつ安定的な施設運営を行うことを目的として、業務内容の大幅な見直しを行った結果、令和8年度からは、発注方法を随意契約から指名競争入札に変更するとともに、契約期間も1年から3年の長期継続契約に変更した上で業務を行ってまいります。また、引き続き、構成市町の環境課との連携を密にしながら、搬入物の性状や処理水質の安定化に努めてまいります。

続きまして、しののめの里の利用状況でございますが、昨年4月1日から本年の2月末日までの火葬件数は3,373件、式場利用件数は524件であり、前年同時期と比較して、火葬では95件の減少と、式場利用では7件の減少となっております。減少の要因といたしましては、令和6年、7年度の2か年事業で行いました、しののめの里空調設備等更新工事の影響によるものであり、令和7年度は本格的に既存機器の撤去工事、新設機器の設置工事を行ったことにより、一定期間火葬件数の制限を行ったことによるものであり、その影響により式場利用件数も同様に減少したことによるものでございます。しののめの里につきましては、単に葬儀を執り行う場所というだけでなく、故人との最期のお別れを形にし、残された方々が心の区切りをつけるための大切な施設でございます。なお、本施設については、竣工から17年が経過しており、経年による施設、設備の不具合などが顕著に現れていることから、施設の修繕計画等に基づき、予防的措置も含めた適切な施設、設備の維持管理に努め、長寿命化への取組を継続してまいりますとともに、引き続き指定管理者との連携を図りながら、利用者の方々の声に耳を傾け、心に寄り添った施設運営を行ってまいります。

最後に、組合職員の人材育成につきましては、職の階層ごとに、その職務遂行に必要な知識の習得や意識改革を目指し、彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する職員研修への派遣を行います。特に新規採用から5年目までの職員については、早期の能力開発のため、重点的に派遣を行ってまいります。あわせて、全ての職員が職種、職位に関係なく、相互に意思の疎通が図れるような風通しのよい職場環境の構築にも努めてまいります。

以上、当組合の現況と令和８年度における施策の概要を述べさせていただきました。

今後におきましても、地域住民の皆様の安全安心と快適な生活環境の向上を目指し、構成市町と連携を図りながら、消防・衛生行政の円滑な運営と推進に職員一丸となって全力で各施策に取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。管理者施政方針といたします。

△日程第６ 常任委員の選任

○田中栄志議長 日程第６，常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任は、議会委員会条例第７条第１項の規定により、議長の指名により行うこととなっており、建設常任委員に、12番・池上義典議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○田中栄志議長 異議なしと認め、よってただいま指名した池上義典議員を建設常任委員に選任いたします。

△日程第７ 議会運営委員の選任

○田中栄志議長 日程第７，議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任は、議会委員会条例第７条第１項の規定により、議長の指名により行うこととなっており、議会運営委員に、12番・池上義典議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○田中栄志議長 異議なしと認め、よってただいま指名した池上義典議員を議会運営委員に選任いたします。

△日程第８ 議案審議

◎第１号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例及び入間東部地区事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

◎第２号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

◎第３号議案 令和８年度入間東部地区事務組合一般会計予算

◎第４号議案 監査委員の選任について

◎第５号議案 損害賠償（安全配慮義務違反）請求事件に関する和解について

○田中栄志議長 日程第８，議案審議を行います。

これより本定例会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

○辻本貴徳事務職員（議案名朗読）

○田中栄志議長 以上、議案5件を上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○星野光弘管理者 それでは、本定例会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、第1号議案及び第2号議案の条例につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

まず、第1号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例及び入間東部地区事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえ、一般職の職員及び技能労務職員の給与改定を行うため、本条例の一部を改正したく提案するものでございます。

次に、第2号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例でございます。近年のサウナブームなどを背景としました簡易サウナ設備及び一般サウナ設備の位置構造及び管理の基準等を定めるため、本条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

続きまして、第3号議案 令和8年度入間東部地区事務組合一般会計予算でございますが、令和8年度の当初予算を定めたく、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

次に、第4号議案 監査委員の選任についてでございます。久保健二氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項及び第96条第1項第15号の規定により提案するものでございます。

最後に、第5号議案 損害賠償（安全配慮義務違反）請求事件に関する和解についてでございますが、当組合を被告として令和6年6月11日付で提起された本請求事件について、さいたま地方裁判所から職権による和解勧告がなされたこと及び当該事件を早期に解決させることを勘案し、和解を合意したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中栄志議長 以上で議案の上程を終了いたします。

第1号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例及び入間東部地区事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○佐々木恵司事務局長 皆様、改めましてこんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

第1号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、参考資料2の条例改正概要を御覧いただきたいと思います。1の改正概要になりますが、本条例は、人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定を行うものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。2の(1)、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、通勤手当の上限額の引上げ及び管理職特別勤務手当の新設を行うものでございます。通勤手当の上限額の引上げについてですが、これまでは自動車通勤者について距離区分の上限を65キロメートル以上と区分していたものを、100キロメートル以上までの区分を新設し、上限額を3万1,600円から6万6,400円に引き上げるものです。また、鉄道等の交通機関利用者については、1か月当たりの上限額を5万5,000円から15万円に引き上げるものです。管理職特別勤務手当の新設についてですが、週休日、休日等に勤務をした場合は1万2,000円を超えない範囲で支給することと、平日の深夜勤務をした場合にも6,000円を超えない範囲で支給することとするものです。

改正条例の適用につきましては、施行日は令和8年4月1日となっております。

次に、(2)、入間東部地区事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてですが、定年前再任用短時間勤務職員について、これまで支給されていなかった住居手当を支給することとするものです。

施行日は公布の日、適用日は令和7年4月1日に遡及して適用いたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中栄志議長 これより質疑に入りますが、聞き取りづらいことがありますので、発言はマイクに向かって行うようお願いします。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

14番、塚越議員。

○14番塚越洋一議員 通勤手当ということで、改正は妥当だと思うのですが、若干心配なのがあるのですが、遠距離通勤者がかなり多いのではないかなというふうにここから見られるのですが、消防の場合、緊急時の参集との関係もありますが、遠距離通勤者というのはかなりおられるのでしょうか。この100キロ以上とか、そういうのもありますが。

○田中栄志議長 消防総務課長。

○石塚 孝消防総務課長 消防総務課、石塚でございます。ただいまご質問のありました遠距離通勤について、所管する部分でお答えいたします。

通勤距離60キロ以上に該当する職員はおりません。

以上になります。

○田中栄志議長 塚越議員。

○14番塚越洋一議員 60キロ以上がないということで安心しましたけれども、そうすると直ちに参集できるぐらいというのは大体20キロぐらいだと思うのですが、ここで見ていると自動車等使用者になっていますが、自動車等の場合ですけれども、消防の場合は緊急時などはバイクの使用が非常に効率的なのですけれども、駐輪場見てもバイクは結構並んでいますけれども、その辺の実態としては、通勤手段と時間との関係、もうちょっと詳しく実態をお知らせいただければと思います。

○田中栄志議長 消防総務課長。

○石塚 孝消防総務課長 ご質問の自動車とバイク、自転車、ここら辺の内訳についてお尋ねかと思ったのですが、そこら辺の内訳は把握しておりません。
以上です。

○田中栄志議長 塚越議員。

○14番塚越洋一議員 ありがとうございます。最近、大規模災害時の参集については、東京消防庁なんかはかなり厳密にやっておられるようなのですけれども、ここは近郊地域ということで東京ほど深刻でないと思いますが、ほかで聞くところなかったので質問したのですが、ぜひ緊急災害時の参集の方法だとか時間帯だとか、そういうことについてもこういう機会にしっかりと把握して対応するようにお願いしておきたいと思います。
以上です。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございませんか。

2番，村元議員。

○2番村元 寛議員 2番，村元です。よろしくお願いいたします。今，塚越議員の質疑の関連なのですけれども，実際には長距離で通勤されている方は今はいないということで認識しましたけれども，ということは，今後こういった長距離の方がいても対応できるようにという，その受皿づくりというか，そういった意味合いでの改正なのかなというふうに受け取ったのですが，例えば交通費で，これは鉄道が5万5,000円から15万円ということに引上げということで，処遇改善ということでは賛成の立場なのですけれども，例えばこれは新幹線を使うとか，そういったことを想定していらっしゃるのかなということで，その意味合いというか，この意義について改めて伺ってよろしいでしょうか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 ただいま村元議員がおっしゃられたとおりでございますが，人勧のほうの説明によりますと，新幹線通勤者を想定した改正ということになっております。
以上です。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第1号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 異議なしと認め、よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 田中栄志議長 挙手全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

第2号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

消防長。

- 上田安孝消防長 消防長の上田でございます。よろしくお願いします。

それでは、入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナ設備とは異なり、屋外等のテントやバレルに放熱設備を設置するサウナが増加しており、こうした屋外のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備、定格出力6キロワット以下のものを簡易サウナ設備と定め、対象火気設備等の種類へ追加すること。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに離隔距離については、温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断できること、手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とするものにあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置すること。固体燃料を使用する簡易サウナ設備について、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離、または当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていることが改正内容になります。

次に、令和6年の能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を踏まえ、消防防災対策として、地震の影響により電気に起因した火災が発生した可能性が高いと考えられることから、住宅における火災予防の推進として、住宅用防火機器の次に感震ブレーカーを加えることが改正内容となります。以上のことから、対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件の公布に伴い、簡易サウナ設備及び一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めるため、入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりこの案を提出するものです。

施行日については、令和8年3月31日となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○田中栄志議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

14番、塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 最後の第29条のところに、住宅用防災機器の次に感震ブレーカーを加えるとなっておりますが、感震ブレーカーについての管内の状況と、条例に加えることによって、先ほどの施政方針にもございましたが、密集地域での対応とありますが、そこら辺についてもうちょっと詳しくお話しいただきたいと思います。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 この感震ブレーカーについては、まだ調査をしておりません。実際、春と秋に行っている防火指導の中で、この感震ブレーカーの設置をお声がけしていこうかと考えております。今の現状は以上になります。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 はい、分かりました。考えているということは分かりました。

それから、サウナ関係が出ているのですが、例の事故については鍵が開かなかったという話なのですが、個室のある営業サービス型の店舗というのはかなりあると思うのですが、そういうところの把握はなされていますか。

○田中栄志議長 次長兼予防課長。

○大野一郎次長兼予防課長 次長兼予防課長の犬野と申します。ただいま議員質問の管内の一般サウナ施設でございますが、現状13件管内にございます。例を挙げますと、おおむねスポーツクラブ等に設置されているサウナ設備でございます。

以上です。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 サウナについての現地調査，それからまた個室のある営業施設等については，しっかり現場指導をしておいていただきたいと思います。個室のある営業施設については，多分いろんなところに個室という看板，私見たことあるのですけれども，サウナだけではなくて，どんなものがあるかご存じでしょうか。

○田中栄志議長 次長兼予防課長。

○大野一郎次長兼予防課長 予防課長，大野です。ただいま議員質問の個室に関する対象物でございますが，おおむね複合用途の対象物というところと，あと，最近は少なくなってきましたが，カラオケボックス単体で届出があるものがございます。特に複合用途に関しましては，物品販売店ですとか事務所，そういったところの中に個室で営業する用途の部分も多々あります。厳粛に今数字は出ませんが，そういったところに関しましては定期的に立入検査を実施して，安全安心な管理に努めております。

回答については以上でございます。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございませんか。

7番，川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 7番，川畑です。ただいまの簡易サウナの件について伺いたいと思います。

条例が改めて改正されるということで，今キャンプなどでテントを張ってやられるサウナというところもあろうかと思うわけですが，そういった点とか，また個々の家庭に置くサウナというところもあろうかと思います。こういったところを含めて今後の運用をどういうふうにしていくのか，事務的な運用をどうしていくのか伺いたいなというふうに思います。

○田中栄志議長 次長兼予防課長。

○大野一郎次長兼予防課長 ただいまの質疑にお答えいたします。

本条例の改正につきましては，営業を主とした届けに関する条例改正でございます。個人でキャンプで行うものに関しては，対象外となります。

以上でございます。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○田中栄志議長 質疑なしと認め，これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第2号議案については，会議規則第37条第3項の規定により，委員会の付託を省略したいと思いますが，これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○田中栄志議長 異議なしと認め，よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

14番，塚越副議長。

- 14番塚越洋一議員 第2号議案につきましては，住民の安全を守るための大変大事な条例改正だと思います。また，今回サウナの事故があったことによる点が中心の改正になっておりますが，同時に住宅用の防災機器等にも触れられている改正でございます。ぜひこの機会に，いわゆる個室つきで鍵がかかるような営業されているところの実態の正確な把握に努めていただきたいのが1です。

2としては，住宅用の火災警報器の設置が大変遅れておりますし，また高齢者の住宅についていない傾向が多い現実がございます。こういう中で，火災警報器の設置を進めていただくと同時に，2市1町構成団体と連携して，耐震ブレーカーの設置についても何らかの対応，今対応している段階ではないと思いますので，具体的に進めることをお願い申し上げまして，討論といたします。

- 田中栄志議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 田中栄志議長 挙手全員であります。

よって，第2号議案は原案のとおり可決されました。

第3号議案 令和8年度入間東部地区事務組合一般会計予算を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 佐々木恵司事務局長 第3号議案 令和8年度入間東部地区事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが，参考資料4の令和8年度入間東部地区事務組合一般会計予算概要を御覧いただきたいと思います。初めに，1の予算概要でございますが，令和8年度予算の歳入歳出総額は45億649万3,000円となり，前年度と比べ8億810万3,000円の減，率にして15.2%の減となっております。前年度と比べ減となった主な要因は，2か年継続事業で実施した入間東部広域斎場しののめの里空調設備等更新事業と，高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム構築事業の完了によるものです。

次に，歳入予算の主な特徴についてご説明いたします。(1)，分担金及び負担金の組合市町負担金は，前年度比1億3,330万3,000円増の38億6,026万1,000円となっており，歳入総額

に占める割合は85.7%となっております。構成市町ごとの内訳は表のとおりとなっております。

次に、(2)、使用料及び手数料の斎場使用料は、しののめの里における空調設備等更新工事の完了により通常の入力が可能となったことから、火葬場使用料及び葬儀式場使用料が増収となるため、前年度比5,111万円増の1億8,674万3,000円を見込んでおります。

次に、(3)、財産収入についてですが、物品売払収入として、車両更新に伴い、常備消防車両及び非常備消防車両の合計6台を売却する予定のため、前年度比70万1,000円増の586万6,000円を見込んでいます。

次に、(4)、組合債につきましては、例年借り入れております常備、非常備の車両購入に係る経費などを見込んでおります。構成市町の財政負担を考慮し、充当率、地方交付税措置率の点で有利な起債メニューを最大限活用した借入れを予定しております。

次に、歳出予算の主な特徴についてご説明いたします。(1)、総務費の一般管理費でございますが、前年度比1,964万2,000円増の1億6,089万2,000円となっております。主な増額要因は、DX化の推進や検討を行うため、新規事業としてITアドバイザー業務委託を計上したほか、給与改定による人件費が増額したものです。

次に、(2)、衛生費のし尿処理費でございますが、前年度比168万2,000円減の9,329万3,000円となっております。減額要因としては、浄化センターの運転管理業務における契約方法の見直し等により減額となったものです。

次に、1つ飛ばしまして(4)、衛生費、斎場管理費でございますが、前年度比3億8,751万2,000円減の1億9,897万5,000円となっております。主な減額要因は、入間東部広域斎場しののめの里空調設備等更新工事が令和7年度で完了したことによる工事請負費等の皆減によるものでございます。

次に、(5)、消防費の消防管理費でございますが、前年度比1億1,015万2,000円増の27億8,586万円となっております。主な増額要因としては、給与改定や新規採用による職員の増員に伴う人件費の増や庁舎設備の維持管理に係る事業によるものです。

次に、1つ飛ばしまして(7)、消防費の警防費でございますが、前年度比1億4,410万4,000円増の3億679万9,000円となっております。増額要因としては、通常車両と比較し高額となる救助工作車Ⅲ型が更新となることが要因でございます。

次に、(8)、消防費の救急費でございますが、前年度比216万3,000円増の5,032万3,000円となっております。主な増額要因としては、救急現場で使用するモバイル端末の更新に伴い、令和7年度から開始したマイナ救急に必要なモバイル端末の整備により増額となるものです。

日勤救急隊の新設に伴い、消耗品及びスマートフォン、タブレット端末の通信運搬費が増

額となるものでございます。

次に、(9)、消防費の指揮統制費でございますが、前年度比8億5,863万円減の4,010万2,000円となっています。減額の要因としては、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム構築事業が令和7年度に完了したため、事業費の皆減によるものです。

次に、4ページ、(11)、消防費の消防施設費でございますが、前年度比6,700万6,000円増の7,709万5,000円となっております。主な増額要因は、三芳分署における防水改修事業により、工事請負費が増額となるものです。

次に、(12)、消防費の非常備消防費でございますが、前年度比4,502万7,000円増の1億7,680万9,000円となっております。増額要因としては、各消防団における消防車両の更新や、ふじみ野市消防団車庫の修繕の実施により増額となるものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 田中栄志議長 これより質疑に入りますが、質疑の方法については、申し合わせ事項により、歳入及び歳出はそれぞれ一括での質疑をお願いします。なお、質疑に当たっては、予算書のページ数や予算科目をお示しの上、質疑を行うようお願いいたします。

初めに、歳入の質疑をお受けします。質疑のある方は順次発言をお願いします。

14番、塚越副議長。

- 14番塚越洋一議員 歳入についてですが、昨年いろいろありました、し尿処理負担金についての積算です。人口を基本としているということですが、前の問題を踏まえて、今回改善された点がこうだということでご説明をいただきたいと思います。

- 田中栄志議長 事務局長。

- 佐々木恵司事務局長 し尿処理負担金の問題についてなのですが、現在の構成市町の担当のほうで、負担金の負担割合等について検討している最中でございます。大変恐縮なのですが、令和8年度ではその検討状況というのはまだ反映されておられませんので、従前どおりの負担のやり方となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- 田中栄志議長 塚越副議長。

- 14番塚越洋一議員 財政研究会のほうで検討していることは承知しております。そうすると、当組合としては、従来の延長線上の押さえ方で構成団体からの申告によった数字ということでやらざるを得ないのかどうなのか。また、組合側として、構成団体に対してこういう点がこうだとかという課題提起などはした上でやっていくのかということで、もしそうとなると、構成団体での検討結果がどの時点かではっきり出た場合は補正予算が出てくるのかというあたりを系統的にご答弁いただきたいと思います。

- 田中栄志議長 事務局長。

- 佐々木恵司事務局長 まず、構成市町の負担金の割合に対して組合がどのような働きかけをと

というような趣旨だったと思うのですけれども、組合といたしましては、構成市町との調整の中ではあくまでもオブザーバー的な役割であって、例えば搬入量がどの程度あるのかとか、そういった内容での助言はさせていただいていますが、基本的に構成市町の負担についての我々からの指示というのはしておりません。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 基本的には構成団体に任せてあるという考え方ですね。確認いたしましたので、構成団体ではしっかりやっていただくようお願いしたいと思いますが、現場で分かることとしては搬入量を計測しているわけですから、搬入量についての数字は構成団体それぞれに提供されているというふうに考えてよろしいですか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 塚越議員のおっしゃるとおりでございます。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 搬入量については、構成団体の、これはここの市から、ここはこの町からということの区分は当然されていると思うのですが、委託業者との関係では同一業者なのか、それぞれが違う業者なのか、その区分はどのようにして現場でなされているのか、その辺をお願いします。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 収集事業者につきましては、それぞれの搬入量に応じたカード的なものを持っておりまして、そのカードをし尿処理センターのほうで集計することによって、各構成市町の搬入量というのは分別しているというような状況でございます。

○田中栄志議長 ほかに。

15番、久保議員。

○15番久保健二議員 久保です。すみません、今と関係する質問にはなるのですけれども、確認をお願いいたします。今、し尿処理ということで、今現在、事務局では人口割、あと処理人口割ですか、それと3つミックスしたような形での負担割合というので定められていると思うのですけれども、今回の定例会に当たって、私のほうでも埼玉県内のそういった処理量の負担をどのように行っているかということでいろいろと確認したのですが、大体7割から9割というのが処理量割で行われている。やっぱり実質数値というのが一番適切だろうというような判断みたいなののですけれども、今もう現段階で検討されているというようなお話いただきましたけれども、今後どのようなことを、現段階で結構なののですけれども、想定されているかお伺いしたいと思います。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 久保議員がおっしゃられたように、多くの団体で搬入量割というような

形を取られていることは我々のほうでも理解はしております。ただ、いずれにしても我々、先ほど申し上げた答弁と重複しますけれども、組合としての指示というのは特段しない予定でありますので、あくまでも構成市町の担当のほうで皆さんが納得いくような形で負担金の割合的には決めていただけたらというふうなことを考えています。

○田中栄志議長 久保議員。

○15番久保健二議員 久保です。分かりました。先ほど塚越議員へのご答弁でも大体のことは理解させていただいておりますので、今そのような答弁いただいて大丈夫です。

それと、今お話ししたところなのですけれども、各構成市町で今後の検討というのをさせていただくということで、今回のようなことが起きないためにも、やはり負担額の増減というので各市町に影響が出るということは私も理解しているのですけれども、やはり他自治体もそのような処理量割というのをやっている自治体が多いということを想定した上で、アドバイスという形で早急にやはり行っていただきたいなというのが1つと、あと実際に今処理人口割という大枠の中での負担額というのは定められているとは思っているのですけれども、実際どのような計算式、統一されたものがないと思うのですね。そこら辺もちょっと懸念しているところなので、ぜひ早めに実質値での検討というのを行っていくようにアドバイスしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 ただいま久保議員からもご指摘があったとおり、これまで負担割合を算定するための数値の算出が各市町でばらばらだったというようなところが問題の一つでもあると思います。そういった問題点を踏まえて我々組合のほうからも構成市町に対しては、しっかりとそういった数値の報告については統一した見解を持つことというような形でアドバイスのほうはさせていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○田中栄志議長 久保議員。

○15番久保健二議員 久保です。それともう一点、同じページ、9ページになるのですけれども、目5の非常備消防のほうで、今ご説明いただきまして、12番に当たるかなと思うのですが、こちら各分団というか、各市町のほうで車両を1台ずつ購入するということで、負担の増が多い自治体と減っている自治体もあるかと思うのです。ここら辺の各構成市町の増減に対してのもう少し詳細な説明というのをいただきたいと思います。

○田中栄志議長 暫時休憩します。

.....
休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時07分
.....

○田中栄志議長 再開します。

久保議員。

○15番久保健二議員 久保です。例えば令和7年度で申し上げますと、富士見市は3,600万ほどだったものが3,400万。ふじみ野市は、6,200万だったものが令和8年度5,500万。三芳町にしましては、3,900万だったところが4,500万ということで、車両は1台ずつ購入するのですが、増えている自治体、また減っている自治体があるのですね。そこら辺の増減はもちろんあると思うのですが、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○田中栄志議長 警防課長。

○中村哲也警防課長 警防課長の中村でございます。非常備消防費の関係でございますが、団員数の差によって増減がございます。

以上でございます。

○田中栄志議長 久保議員。

○15番久保健二議員 久保です。各市町が申告というかされていて、事務組合のほうはその額をここに記載しているということで、そこは理解しているのですが、あまりにも各年度によって、減り続けている自治体もあれば、逆に増え続けている自治体。あと、その年度によって上がったり下がったりしている自治体があったので、その分団数というところだけではちょっと私のほうで、それだけの差にしてはちょっと金額が大きいところもあったので今確認させていただいたのですが、その分団数の増減というところだけのこの金額というか見込みということで捉えてよろしいでしょうか。

○田中栄志議長 警防課長。

○中村哲也警防課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

増減数によって、大分被服費等々が変わってまいります。また、車両の金額によっても変わってまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございますか

4番、原田議員。

○4番原田雄一議員 4番、原田です。1点確認をさせていただきたいと思いますが、管理者の施政方針には、マイナ保険証ですか、マイナ救急を令和8年度より本格運用と。今は暫定的な7年度は運用ということだと思えるのですが、歳入ということですので、マイナ救急については、その理由、例えば国県支出金なり補助金なりがどのようなになっているのかお伺いいたします。

○田中栄志議長 救急課長。

○波多野裕人救急課長 救急課長の波多野と申します。ただいまの質問にお答えいたします。

管理者の施政方針にもありましたとおり、マイナ救急は、健康保険証として利用されたマ

イナンバーカードを活用して、カードリーダーで読み込み、タブレットに表示された情報を把握する取組となっております。情報は、傷病者のかかりつけ病院や既往歴、飲んでいる薬、健康診断の結果などの情報を得ることができます。その情報により、傷病者の意識がなく聴取できない状態や、痛みや苦しみのため聴取困難である場合、そのようなときでも情報が得られるため、搬送病院の選定や病院到着後の治療がスムーズに行われる利点がございます。その実証事業が昨年、令和7年10月1日より全国720消防本部で実施開始となり、今月3月31日で実証事業は終了となります。実証事業では、システム使用料、通信料全て国費で負担でありましたが、令和8年度より各消防本部での負担となっております。8台のタブレット、カードリーダーは、継続して無償で借りられることとなりましたが、昨年より新規に発足しました日勤救急隊は実証事業の対象外であったため、1台のタブレット代、そのほか通信料等全てを含めた料金が月に5万4,850円掛ける1年の12か月掛ける消費税で72万4,010円とさせていただきます。それを計上させていただきます。この金額は、予算計上のため、国から示されたおおむねの料金であり、実際はここから契約等により、例えばタブレット等におきましても、スペック等満たしてあればそこからコストダウン等を見込んで契約していくものとなっております。また、今後は国からの補助金が出るという話も伝わっております。そのような状況です。

以上です。

○田中栄志議長 原田議員。

○4番原田雄一議員 詳細な説明ありがとうございます。そうしますと、7年度の実証については、国費で負担されていた面があると。8年度については、これから国のほうで補助金があるか。補助金なり支出金なり、また県の支出金なり補助金があるかと。まだ8年度については確定をしていないという理解でよろしいでしょうか。

○田中栄志議長 救急課長。

○波多野裕人救急課長 ただいまの質問にお答えします。

そのとおりでございます。令和7年度の実証事業で全て国費だったのですが、この後は国のほうでも予算が成立した後とかにその負担の補助金とか出るという話が、常に伝わってきているので、確定していると思われるのですが、金額とか詳細なものはまだ決まっていない状態でございます。

以上です。

○田中栄志議長 原田議員。

○4番原田雄一議員 8年度については、まだ詳細については決まっていないと。今後、確定した段階でもって、ではお知らせをいただけるということで了解いたしました。

以上です。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○田中栄志議長 これをもって歳入の質疑を終了いたします。

次に、歳出の質疑をお受けいたします。質疑のある方は順次発言をお願いします。

2番，村元議員。

○2番村元 寛議員 大変失礼しました。2番，村元でございます。私からは、13ページ，14ページの総務費，総務管理費，一般管理費の中のITアドバイザー業務委託に関して伺いたいと思います。

こちらの事業説明書の1ページ目にも、先頭のところに冒頭ございますが、こちらの専門家の方にアドバイスをいただくということ。新しいことを始めることに対しては、非常にこれはすばらしい事業かなと思うのですが、この方を選定していく情報収集ですとか、あるいは指名競争入札等ございますが、こちらの選定方法などについてもう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 アドバイザーの選定についてなのですが、実はこの事業については、ふじみ野市でもう既に取組を行っている事業なのです。ふじみ野市の現在いるアドバイザーの方からいろいろ情報収集しつつ、今後事業者のほうは決定していきたいというふうに考えております。

○田中栄志議長 村元議員。

○2番村元 寛議員 よく分かりました。ありがとうございます。

あと、この予算に関連してなのですが、大枠で考え方を1点だけ伺いたいのなのですが、この単体、令和8年度だけを見ると、なかなかその推移というか前後が判断するのが難しい部分があるかなと思うのですが、ホームページとか見ると財政状況というのは載っているのですが、例えば今後、いわゆる貸借対照表ですとか、バランスシートとかいうようなものがあると、より審査について正しくできるのかなと思うのですが、その点今後について、考え方について伺ってよろしいでしょうか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 確かに対外的にいろんな情報を提供するというのは非常に大切なことだというふうに認識はしておりますので、議員のご指摘も踏まえて、今後さらなる見やすい、あるいは分かりやすいような表示方法については取り組んでいきたいというふうに考えております。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございますか。

5番，本名議員。

- 5 番本名 洋議員 5 番，本名です。まず，予算書の15ページの上段，目1のし尿処理費についてお伺いいたします。

12の委託料ですが，令和8年度以降の運転管理事業者，随意契約から指名競争入札にしたということですがけれども，契約は4月1日からなので，もう事業者は決まっているかと思うのですがけれども，これまでの業者なのか，あるいは交代したのか。また，仕様変更によって，修繕費は組合が持つということにしたということですがけれども，それ以外において，管理委託の方針内容の変更はあったのかどうかお伺いいたします。

- 田中栄志議長 事務局長。

- 佐々木恵司事務局長 受託事業者につきましては，ここで変更になります。今回のし尿処理の委託の関係なのですけれども，これまでは運転管理業務といたしまして，例えば水質検査だとか環境測定なんかにつきましても，全て抱き合わせというか一括で発注をしていたのですけれども，令和8年度から運転管理業務と分離して，それぞれの環境測定だとか，そういった附帯する業務については組合で直接発注するということで予算の削減が図られることが分かりましたので，令和7年度と違う点は，運転管理業務とそれに附帯する業務を分離したと。組合がそれぞれを発注するというような形が今回の大きな変更点となっております。

- 田中栄志議長 本名議員。

- 5 番本名 洋議員 本名です。先ほど管理者の施政方針にも運用コストの縮減ということがありましたけれども，ということは従前の例に従うということではなく一から積算，積み直して入札にかけたというふうに考えてよろしいでしょうか。

- 田中栄志議長 事務局長。

- 佐々木恵司事務局長 本名議員おっしゃるとおりでございます。

- 田中栄志議長 本名議員。

- 5 番本名 洋議員 本名です。

では，様々な業務を水質検査とは別に発注するということですがけれども，直接の運転の業務については，この間，いろいろコストの上昇点なども考えられるのですけれども，その部分の金額の増減はあったのかどうかお伺いいたします。

- 田中栄志議長 事務局長。

- 佐々木恵司事務局長 それぞれの経費の上限について，ちょっと今資料がないので，何ともお答えできないのですがけれども，いずれにしても議員の皆様もご承知のとおり人件費等につきましては，近年は増額の一途をたどっているというような状況でありますので，そういったところは加味しつつ，今回長期継続契約にさせていただきますので，契約期間中については，その請負金額の増加というのは見込んでおりません。

- 田中栄志議長 本名議員。

○ 5 番本名 洋議員 本名です。ということで、し尿処理については、年々処理量が減少しつつあります。そういったことも含めて、将来的なものを見据えての今回の長期契約というような、そこにもその考えが織り込まれての業務委託というふうに考えてよろしいでしょうか。

○ 田中栄志議長 事務局長。

○ 佐々木恵司事務局長 長期継続契約のメリットといたしまして、まず我々事務方の負担軽減と、あとは事業者さんの複数年にわたる安定した受注というようなところが主なところになっていると思いますので、ただ、今本名議員おっしゃるように、これからし尿処理の人口が減っていく中で、今回はその数で見積りはしましたがけれども、今後また更新があるときにはそういったことを加味しながら、しっかりと積算のほうはしていきたいというふうに考えております。

○ 田中栄志議長 本名議員。

○ 5 番本名 洋議員 5 番、本名です。ありがとうございます。

続きまして、同じく15ページの、こちらは斎場管理費のほうでお伺いいたします。空調設備の更新が終わったということでありまして、だんだん施設が老朽化してきております。これは、以前にもお聞きしたときには長期的な修繕計画を立てて施設を維持していくということでありまして、先ほども長期修繕計画を実施していくということでありまして、令和8年度における計画の遂行、あるいは修繕計画の進行状況などを説明いただきたいと思います。

○ 田中栄志議長 事務局長。

○ 佐々木恵司事務局長 ただいま本名議員が言っていたように、施設の改修につきましては、長期の修繕計画の下に行っております。そういった中で、火葬炉の修繕につきましては毎年実施しております、それは火葬により炉の傷みがやはり1年間で限界を迎えるというようなところですので、それ以外については、我々のほうとあと指定管理者のほうで例月のモニタリングを行っておりますので、そういった中で修繕箇所が必要な場合には適宜対応していきたいというふうに考えております。

○ 田中栄志議長 本名議員。

○ 5 番本名 洋議員 続きまして、次の16ページになりますけれども、消防管理費でお伺いいたします。

先ほどの議案説明でもありましたけれども、定員管理計画に基づく職員の増員とありますけれども、毎年求めてきた部分でありますけれども、今回どのような観点での、あるいはどのような部署とか、増員の予定について内容をお伺いいたします。

○ 田中栄志議長 消防長。

○ 上田安孝消防長 消防長の上田です。今の質問にお答えを申し上げます。

今回定員管理計画に基づきまして、前年度より9名採用しております。その配置につきましては、入職しましたら消防学校へ行ったりとかありますので、その辺の人員配置は今後検討していきたいと思います。

以上です。

○田中栄志議長 本名議員。

○5番本名 洋議員 よろしく願いいたします。

続きまして、予算書の20ページになります。目3警防費の施設・備品管理委託料に当たると思うのですが、防災館についてお伺いいたします。施設の内容、設備が大分古くなってきているのではないかという質疑が昨年ありました。それに対して、防災館全体のリニューアルも考えつつ、計画をつくっていきたいと思っておりますという答弁がありました。金銭的にはあまり増はないようですけれども、令和8年度における予定をお伺いいたします。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 消防長の上田です。ただいまの質問にお答えします。

この前の質問から、埼玉県内の防災館の設備等を確認したり、近辺の消防を確認したりして、運用状況だとかリフォーム状況なんかを確認しております。今、その調査の段階であります。

以上であります。

○田中栄志議長 本名議員。

○5番本名 洋議員 もう一点お伺いしたいと思います。

20ページからの常備消防費になりますけれども、かねてから問題になっております消防団の成り手不足への対応、消防団員への負担軽減策など、車両更新というお話ありましたけれども、それ以外、消防団員の負担軽減など、予定しているところがありましたらお願いいたします。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 現在のところ、各イベントで求人を行ったり、またホームページなりで求人を行っております。それが今の現状になっています。

○田中栄志議長 本名議員。

○5番本名 洋議員 本名です。そういった広報は行っていらっしゃるとは、それは存じているのですけれども、やはりなかなか消防団員どこも成り手不足という、それから負担軽減の面でなかなか大変な、ふだん仕事を持ちながら大変な活動だと思いますので、そういったところへのもっと支援策が必要なのではないかと思っておりますけれども、再度お伺いいたします。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 消防長の上田です。隔年で行われていますポンプ操法ですね、今度2年に1

回とかそういう状態で消防団員の活動の軽減をしております。

以上になります。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございますか。

7番，川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 7番，川畑です。まず初めに，明細書の30ページになります。救急費についてちょっと伺いたいと思います。

この間の救命救急の講習とか様々行われているというふうに思うわけですが、それについてこれまでの現状を伺ってきたのですが、なかなか土日に行うのが厳しくなってきたという話があります。新年度に向けては、土日もしっかり市民としては、そういったところでの救急救命講習を受けるには重要なというふうに思うわけですが、その点についてどのような考えがあるのか伺いたいと思います。

○田中栄志議長 救急課長。

○波多野裕人救急課長 ただいまの質問にお答えいたします。

確かに土曜日、今まで指導する職員のほうとかが土曜、日曜出勤が少ないと、救急課のほうから職員が行ったりする負担とかがありましたので、少なめになってしまったところですが、これからの私たちの方針といたしましては、指導員を増やそうと思っております。指導員を増やす方法としましては、救急隊がこれから増えるのでは指導していくので負担が増えてしまうので、一般の方たち、企業の方で、今までは女性消防団の方とか学校の先生方に応急処置の指導のほうを受けていただいたのですが、これから一般企業の方たちにも指導できる、そちらの講習を受けていただきまして、指導員を増やして各事業、土日とかかわらず、仕事場、そういうところでも指導ができるような状況を広げていき、救急隊と職員の負担を軽くして、救急の普及を図っていこうということを今救急課のほうでは進めている形になっております。

以上です。

○田中栄志議長 川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 再度伺いたいのですが、今の現状で職員の体制が少ない。だから困難だということであるというふうに理解しているのですが、その後民間企業のというところでは、そこをどうするのかというところではちょっと理解できないので、もう一度ちょっと伺いたいと思います。

○田中栄志議長 救急課長。

○波多野裕人救急課長 救命講習会とかを指導する資格というのがあります。それは応急手当普及員というものになるのですが、それが今までは例えば学校の先生方とか女性消防団の方に取っていただいて、私たちの講習会のほうに参加して協力していただいたりとか、あと学校

の授業のほうで先生方には応急手当を普及するような活動をしていただいております。そういう点があったのですが、応急手当で普及員は24時間の講習を受けていただきますとその資格が得られまして、一般の方たちにも指導ができるようになっていきます。ですので、資格を取っていただいて、一般市民の方たちにも指導できる指導員をこれから増やしていきまして、例えば土曜、日曜、自治会でやりたいとなりましたらば自治会で応急手当普及員の方が指導していただいたりとか、会社では応急手当で普及員の資格を持った方が会社で指導していただいて普及を広げていく形、土曜日、日曜日、自治会でやっていただくような形をこれから増やしていくような方針を救急課で考えているということになります。

以上です。

○田中栄志議長 川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 再度伺います。

そういった資格を取っていただくというところでは理解をいたしました。消防組合の体制としては、職員がその資格を取っていた人だけに任せっ切りになってしまうという感じはするのですが、その点についてはどのように運営をしていくのか伺いたいと思います。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 消防長の上田です。今、救急隊がかなり忙しい救急件数の中で土日に運営しているというのは把握しております。ただし、消防職員全員がその指導をできる立場でありますので、そこに消防隊が出向いたり、協力しながら対応している状況でございます。これから全員でバックアップしながら行っていきたいと考えております。

以上です。

○田中栄志議長 川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 令和7年度では土日はできないという状況も生まれていたので、ぜひ令和8年度については改善していただきたいなというふうに思います。

次に、予算書の20ページになりますけれども、消防設備費の工事請負費というところで伺いたいと思います。最終的には全体にも関わるかなというふうに思うのですが、これまで入札とか、そういったところに関わると、やはり消防としてもしっかり積算をしていかないといけないなというふうに思います。それについては、具体的にどのように進めているのか。実際消防として積算をしっかり自分たちで把握をしながら、最終的には入札というところに行うのか、その点について伺いたいと思います。

○田中栄志議長 消防総務課長。

○石塚 孝消防総務課長 消防総務課、石塚です。今、ご質問は工事請負費のお話だったかと思いますが、消防施設費で予算計上させていただいている三芳分署の防水工事ですけれども、令和7年度に設計業務委託をしまして、その設計業務委託の成果物をもって、工事請

負費を計上させていただいております。また、三芳町のほうからも技術支援をいただきまして、その成果物のチェック、そこら辺を技術支援をしていただきまして、令和8年度、工事請負費として予算計上させていただいております。

それから、入札方法ですけれども、一般競争入札を検討しております。

以上です。

○田中栄志議長 川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 これまで契約に関わる積算も含めて、今技術支援というところで三芳町から支援をいただいたということでありますけれども、消防としてもある程度この点については把握をする技術者というか、専門職ですよ。把握する必要もあるかなというふうに思うわけですが、その辺の取組を新年度何か新たに考えていることがあるのか伺いたいと思います。

○田中栄志議長 消防総務課長。

○石塚 孝消防総務課長 消防総務課、石塚です。川畑議員のおっしゃるとおりで、今そういった工事関係の見積りに関して、私ども消防職員のチェックする目が不足しているというのはご指摘のとおりです。今のところ、構成市町の技術支援をいただきながら、そういったチェックを行っているところですが、そういった職員の育成についてもこれから検討していかなければいけないというような問題意識は議員ご指摘のとおり持っております。

以上です。

○田中栄志議長 川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 川畑です。次に、車両の管理の関係について伺いたいと思います。

これまで救急車両や消防の車両、いろいろ点検も含めて何かあったらというところでこの管内の修理業者に頼んでいるかなというふうに思うわけですが、その点についてどのように、入札をするのか分からないのですが、管内で偏りのない体制にしていく必要があるのかなというふうに思うわけですが、その点についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○田中栄志議長 警防課長。

○中村哲也警防課長 警防課の中村です。ただいまの質問にお答えいたします。

管内の修理業者さんに平準化されるように、均等に修理計画を立てて実施している状況でございます。

以上です。

○田中栄志議長 川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 分かりました。

次に、一般管理費なのか、総体的になるのですが、消防職員の関係について伺いたいと思

います。これまでこの消防組合でもハラスメントの関係があったとありました。事務組合では、昨年度もハラスメントに関わる問題がありましたが、この問題が繰り返されてはならないというところであります。その現状をどう認識されているのか伺いたいと思います。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 消防長の上田です。前回からご指摘されているように、ハラスメントに関しましては新たに取組を行っております。8年度に向けて、異動希望表から申告書に変えました。その申告書の中には職場環境の良い悪い、それを職員に判断していただいて、それを私たちが集計して、職員にフィードバックする。また、個人の意見もそこで聞き入れて、できることに関しましては今年度、7年度中に、早急にできることに対してはすぐ対応して、改善しております。そこでできない部分に関しましては8年度に持ち越しまして、新たにそれを検討して、ハラスメントを撲滅するように努力している次第でございます。

説明は以上になります。

○田中栄志議長 川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 この間にハラスメントの関係については、なかなか声を出しづらいというところで私もこの間に話をしてきましたけれども、全職員を対象にしてアンケートを行うとか、その実態を把握するための調査、そういったところも本来やるべきだなというふうに感じるわけですが、新年度、どのように考えているか伺いたいと思います。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 今のご質問にお答えします。

今回の申告書も何でも書けるような意見書というのは作っております。書ける部分は作ってあるのですが、そこに書いてこれないというのも中にはあると思います。それに対しまして、職員の窓口の人数を増やしたり、年齢層を変えて何でも聞ける職員をそこに配置したりとか、そういう考えで今行っているのが現状でございます。

以上であります。

○田中栄志議長 川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 川畑です。最終的にハラスメントを防止するというためには、やっぱり外部の相談ができたりとか、また第三者なども関与しながら具体的に対策を講じていく必要もあるのかなというふうに思うわけですが、その点についてどのように考えているか伺いたいと思います。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 消防長の上田です。ただいまご指摘ありましたように、今後検討しながら考えていきたいと思っています。

以上です。

○田中栄志議長 川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 川畑です。ぜひハラスメント、本当に重要な案件でありますので、考えていただきたいというふうに思います。

次に、20ページ以降の非常備消防の中の消防団についてちょっと伺いたいと思います。この間に、現在消防団に配備されている新しい防災服がそれぞれあります。これは現在、1台当たり5着というところで配備されていると聞いているのですけれども、実際の配備の状況がどうなっているのか伺いたいというふうに思います。

○田中栄志議長 警防課長。

○中村哲也警防課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

各分団に5着ほど配布をさせていただいております。さらに、車両更新に合わせて新たに5着購入をしておりますので、各分団には行き渡っている状況でございます。

以上でございます。

○田中栄志議長 川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 ただいま車両更新のたびに5着を配備するということでした。実際消防団員は5名ということでは足りない状況にあります。消防団は、出場時に必ずしも車両の乗車だけではなく、そのほかの団員もいるかなというふうに思います。現在のように一部の団員のみが新しい防災服を着ているというところでは、そのほかの団員は古いものを着て行くと。安全性や整備の公平性の観点から課題があるのではないかなというふうに思うわけですが、その点について伺いたいと思います。

○田中栄志議長 警防課長。

○中村哲也警防課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

川畑議員のご指摘のとおり、安全面、非常に重要だというふうに考えております。今後、構成市町財政課とも協議を行いながら、改善に向けて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○田中栄志議長 川畑議員。

○7番川畑勝弘議員 7番、川畑です。ぜひ、団員の士気も下がるというところでは本当に大きな課題でもあるというふうに思います。

最後に伺うのですが、全団員への段階的な配備、あるいは計画的な更新が必要ということになると考えますが、今、今後考えていきたいというふうにあるのですが、その計画性というところでは今後どう考えるか伺いたいと思います。

○田中栄志議長 警防課長。

○中村哲也警防課長 今後、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございませんか。

8 番，篠田議員。

○8 番篠田 剛議員 8 番篠田です。17ページ，明細書だと27ページになりますが，常備消防費，警防費の消耗品費について伺いたいと思います。

この中で，トリアージタグが3万円を1箱50枚入りということで書いてあります。1枚600円なので，すごく高いものなのだなというふうに感じたところなのですが，首にかける症状等が書いてあるやつですね。それで，今回は50枚ということなのですが，これはふだんはある程度大きな災害があったときでも常備していますが，今回訓練とかで使った分だけ補充するとして50枚なのか，それとも少しずつ足していきたいということで50枚なのか，その辺の考え方について伺いたいと思います。

○田中栄志議長 警防課長。

○中村哲也警防課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり，今回の購入につきましては，訓練を想定した購入となっておりまして，今まで多数傷病者の訓練を行っている際は，トリアージタグを使用する際は救急課のほうに借用して訓練のほうを実施しておりました。警防課の事業で使用する際は，主管課として資機材をしっかりと準備をした上で訓練を実施する必要があることから，今回訓練用として購入するものでございます。

以上でございます。

○田中栄志議長 篠田議員。

○8 番篠田 剛議員 続きまして，同じく17ページで明細書のほうだと30ページになるのですが，負担金，補助及び交付金についてのところなんです。この中で，大型免許取得補助金，10万円を10人に対しての予算となっております。この10万円なのですが，現状この職員の方が高い意識を持って免許を取ろうとする際に，教習所の費用が昔に比べたらかなり高くなっているということもあろうかと思います。そういった中で，この10万円というのはかなり前からの金額のままのように感じるわけなのですが，その辺の現状と今後の考え方について伺えればと思います。

以上です。

○田中栄志議長 警防課長。

○中村哲也警防課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

大型自動車の運転免許を取得する職員に対しましては，入間東部地区事務組合大型自動車運転免許取得費用補助金交付要綱に基づきまして，10万円，年間10名を上限として交付をしているところでございます。しかしながら，職員のほうにアンケートを取りますと，ご指摘のとおり，教習所のお金が大分40万円に近いような状況でございまして，一時的とはいえ高

額な金額を出せないといったアンケートの結果もございました。今後、検討していく材料かなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○田中栄志議長 篠田議員。

○8番篠田 剛議員 個人の資格になってしまうということで、全額は無理だけれどもということだと思えるのですが、昨今の教習所の費用の値上がりとかそういうことを考えますと、ぜひ検討していただきまして、前向きな答弁をいただいたと思いますが、そういうことが職員に対しても意識を高めるということだと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかの質疑に移らせていただきますが、管内に埼玉県が今整備しております上南畑産業団地がございまして、今年度で一応整備が終わる予定でございます。その中で、大きな物流事業者が来る予定も把握していることですが、以前に管内で大きな物流倉庫の火災があったこともありますので、今後開発に向けての申請とか、あとは水利ですね、消火栓とか防火水槽とか、その辺の今後の取組とか考え方について伺いたいと思います。

以上です。

○田中栄志議長 次長兼予防課長。

○大野一郎次長兼予防課長 質問に対してお答えいたします。

現在、建築途上が県道沿いの1区画が申請に基づいて今建設をされております。この後建築確認ですとか事前の相談ですとか、そういったところを踏まえて消防本部予防課予防係のほうで慎重に協議をしながら、安全な建物を建設できるように進めてまいります。

以上です。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございますか。

暫時休憩します。

.....
休 憩 午前11時49分

再 開 午前11時49分
.....

○田中栄志議長 再開します。

14番、塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 14番、塚越です。明細書の7ページに、ITアドバイザー業務委託料として105万円ほど計上があります。IT化は急速に進んでおりまして、昨日はふじみ野市議会でもITを活用する研修会やったところなのでございますけれども、消防衛生業務の中で、他団体でも急速にITを活用するところが進んできていると思いますが、今回のアドバイザー

業務委託の中には、このＩＴの関係をどんなような位置づけで考えておられるのか、その辺をお願いします。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 ＩＴアドバイザー導入の目的というところなのですが、現在当組合の内部情報システムに関する業務は特定の職員に集中しておりまして、属人化が大きな課題となっています。職員の増員による解決は現状困難であるため、外部のＩＴアドバイザーを活用することでこの状況を解消するというのが一つの目的となっております。現在塚越議員からもご指摘のあったとおり、ＩＴ化というのは急速に進んでおるものでございますが、組合といたしましては、一部の会議についてはペーパーレスを活用してはいるのですが、構成市町の皆様方のほうで行われている例えば勤怠管理だとか、あるいは財務会計システム、あとは文書管理、そういったものについてはいまだに組合のほうでは紙ベースで活用しております。そういったところもございますので、今後ＩＴアドバイザーを活用することで、今後組合が取るべきＩＴの方式とかを適切なアドバイスをいただけたらというようなところで考えております。ちなみに、令和８年度においてＩＴアドバイザーの役割といたしましては、令和９年度に組合としてグループウェアを導入したいというふうに考えておりまして、まずそういったところから機種選定だとか、あるいは費用対効果、そういったところでのアドバイスをいただこうというのが令和８年度には考えております。

以上です。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 とにかく世の中の進み方が本当に激しいほど早いのです。ですから、本当にあっという間に追いつかなくなってしまうというような今の社会情勢です。ＡＩの導入もどんどん進んでいて、子供たちもＡＩを活用するという、そういう学校教育にもなってきているということなのです。ですから、アドバイザーはもちろん委託してやるのは必要なのですが、この委託業務の中でやはり職員の問題についてのリスクリングをしっかりとやっていくというのを執行の中で何とかきちんと位置づけていかないと、なかなか大変な事態になってしまうのではないかと。つまり組合なんかは紙ベースでやっても周りがそうではなくなってしまうから大変なことになると思うのです。だからその辺、ちょっと今回の予算計上だけだとかなり心配ですが、執行の中でこういう点留意していくという点ありますか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 先ほどちょっと重複した答弁となって大変恐縮なのですが、まず令和８年度におきまして、ここでＩＴアドバイザーを契約をさせていただきたいと考えておりまして、それについては今申し上げたとおり、令和９年度に向けたまずはグループウェア、そういったところを最初に取り組んで、グループウェアを基幹として、先ほど申し上げ

たとおり、人事給与システムだったり、あるいは文書管理システム、あるいは財務会計システム、そういったところに波及していくことができればなというふうに考えております。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 ありがとうございます。なかなか大変だと思うのですけれども、よろしく願いいたします。職員は優秀なので、頑張ればできると思うので、よろしくお願いします。

それから次が、今ガソリンや軽油や重油やナフサや何かが大変な事態になっています。今回は海外での戦争ということなのですが、大規模災害によってそういうこともあるのではないかと思います。国際情勢も非常に不安定なのです。そうしたときに、消防にしても救急にしても衛生にしても、燃料が止まってしまうと業務が継続できなくなってしまう大変な事態になってしまうと。そういう点で、本年度予算の中では、燃費の計算はどの時点の燃料代を基準にしていращやるのかお願いします。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 ガソリン代の積算に当たりましては、財政研究会のほうから共通単価が提示されておりますので、それに基づいて計算をさせていただいております。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 そうすると、共通単価でどんなに上がっても大丈夫だという契約になっているのですか。そうではないですね。ちょっと確認します。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 確かに現在の世界の情勢等を見ますと、戦争等が行われることで原油の価格がかなり上がっているというようなところもございます。また、上がったことに関して国の施策についてもいろいろと対応されているというふうに思っているのですけれども、何せちょっと先が見通せないというのが我々の正直な気持ちでございまして、例えばガソリン代が足りなくなったということであれば適宜財政研のほうとも話をして、適切な対応をしていただければというふうに考えております。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 というような情勢ですので、燃料代の値上がりに対する対応についても抜かりないように構成団体と連携をお願いしておきたいと思うのです。

私もう一つ心配しているのは、消防も救急も、それから通信関係もそうなのですけれども、燃料の備蓄がどの程度できているのか。特に通信関係については、戦争なんかも含めてですけれども、大規模災害、地震とか、台風とか、富士山の噴火とかいろいろあると思いますが、停電になった場合の維持がどこまで業務が継続可能なのか。今の備蓄体制とか発電とか踏まえて、本予算執行の中でお答えいただきたいと思います。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 申し訳ありません。ちょっと今手元に資料がないので、お答えすることができません。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 これ大変大事な問題ですので、停電ということもあるのですよね。何年か前の千葉県の15号台風のときも停電によって、かなり長期にわたってしまった場合があるし、緊急用発電機の燃料がなくなって大騒ぎしたような例も出ている。あの程度の台風でそれですから、これがもっと大規模な首都直下型地震だとか、また噴火被害による停電だとか、いろんなことが考えられると思うのです。それから、燃料の供給が1か月ぐらいにわたってなかなかできなくなるケースだとかありますので、そういう点どうか。だから電力の確保がどこまでできるかということが1つと、それから消防や救急のガソリンが何日もつかという、その辺についての答弁。ちょっと今無理だったら、後でぜひ押さえていただきたいと思いますのですが、次の質問いいですか。大事な話なので。

それから、明細書の14ページのところに業務委託料が載っていきまして、しののめの里の管理委託料と、その下のシステム保守、いずれにしても委託料が載っています。管理委託料については、指定管理制度になっているので契約をしているわけなのですが、これについての積算ですね。今、諸物価がどんどん上がっているのですけれども、契約上積算と、それからいろんな燃料代や電気代や諸物価が上がっていることによって、このままでは契約が成り立たないと、執行できないといったときの契約上の取決めはどんな数字になっているのでしょうか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 しなのめの里の委託業務につきましては、既に長期継続契約を締結しておりますので、この1年、2年の間に何かしらの変更があるということは組合としては考えておりません。最近、埼玉県やさいたま市などでは、業務委託に関してスライド条項を適用させようという動きがあるのですけれども、構成市町並びに組合につきましては、業務委託につきましてはスライド条項の適用はしておりませんので、この数年の間に例えば人件費が高騰した、あるいは燃料費が高騰したとかという、それに係る委託料の値上げというのは組合としては行いません。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 ただ、最近の物価上昇を見ていると、1割どころではなくて2割とか3割とか、場合によっては倍近くなっているものもあると。人件費も確実に上がってきていますよね。そうすると、長期契約になっている場合、どこかに無理がかかってくる。無理があれば、それが事故だとか品質の低下にもつながりかねないということがありますので、そういう社会情勢の変化との関係で、モニタリング体制は委託事業者との経営状況との関係でどん

なふうにやられていますか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 指定管理者が業務委託を行う上で、例えば人件費の高騰により職員の派遣が難しいとか、そういった話につきましては、例月のモニタリングでは出てきておりません。長期継続契約ですから、当初長期継続契約で札を入れたときにそういったことも見込んでいるというふうに我々のほうでは認識しております。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 当初契約の時点でこれだけの物価高騰を見込んでいればいいのですけれども、なかなか過去のデータを基にして見込むことが通例ですので、そのところはかなり困難さが含まれているのではないかなというふうに思うのです。かといって緩める必要はないと思うのですけれども、ぜひモニタリングを、そこは数字に突っ込んでしていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、次の質問なのですが、このような業務委託料があちこちに予算上載っていますが、委託料の予算上の積算をする際に前年度を基準にして、多少物価上昇分を見たりして、計算して予算積算をされると思うのですが、予算積算をする中で、いわゆるずっと継続して委託している業務なんかについては、職員が直接人件費や歩掛かり、材料代、全部のつけて仕様書を作成しているようなケースもあるし、場合によっては参考見積りをお取りになっているケースもありますが、参考見積りを取っているケースはどのぐらいございますか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 基本的には、予算積算に当たっては、参考見積りは全て業務委託については徴取しております。人件費等についてはですけれども、基本的には埼玉県の共通単価等を参考にしながら、例えば見積りをそのままのみにすることなく、安くするものであれば安くするような形で事務局職員としてはチェックをさせていただいておるところです。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 参考見積りは取っていないということですね。ちょっと聞こえにくかったのですけれども。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 申し訳ございませんでした。参考見積りは徴取しております。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 参考見積りは取ってもいいのですけれども、あまり通例的に一般化するのも好ましいことではないのですね。まして長期的に契約している同一業者と参考見積りをお願いすることになってきますと、どうしても関係がどうかなというふうになってきますの

で、参考見積りを取っている業務については、どの業務とどの業務を取っていて、どれが一般随契に事実上なっているかいらないか、その辺の把握は予算編成上しっかりなされていますか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 特命随意契約につきましては、これは理由があつて特命随意契約にしているものであつて、それ以外につきましては指名競争入札あるいは一般競争入札というような形で契約のほうはさせていただいております。

○田中栄志議長 ほかに。

4番、原田議員。

○4番原田雄一議員 それでは、私のほうから1点だけ確認をさせていただきます。

明細書の70ページですか、先ほど管理者の施政方針にもありましたが、消防団の車両更新についてです。内容を見ますと車両の更新について、富士見市、そして三芳町の分団については、普通ポンプ自動車というのですか、その購入になっておりますが、ふじみ野市においては小型動力ポンプ積載車というふうになっております。私も30数年前に消防団員として活動しておった頃は、ほとんどがこの積載車であつたと記憶しております。それがだんだんと更新の段階でもって普通ポンプ車に移行していったと。恐らく今現在は普通ポンプ車でもって積載車はないのかなというふうに思っているのですけれども、それは逆行と言ったらいいでしょうか。今回は、ふじみ野市においては小型動力ポンプ積載車ということでもって予算計上はされております。ふじみ野市のみが小型動力ポンプ積載車となった経緯と積載車にすることによるメリット、利点ですよね。その活用方法はどのように考えていらっしゃるのかお願いいたします。

○田中栄志議長 警防課長。

○中村哲也警防課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

小型動力ポンプ積載車の導入でございますが、ふじみ野市消防団から地域の特性を考慮して要望があつたものでございます。非常備消防費につきましては、市町ごとの負担となっておりますので、積算に当たっては、ふじみ野市の財政課、それから関係各課と情報共有を図った上で予算計上したものとなっております。

更新予定の車両でございますが、この車両は消防ポンプ自動車ではなくて、地域の特性、これは水害、あるいは狹隘地域の防御活動、こちらを想定して、可搬ポンプを車両から下ろして使用する小型動力ポンプ積載車となっております。この車両はポンプ室がないことから、積載能力が高く、各種救助資機材が積載可能で、大規模災害時に救助活動ができるなど、多目的な車両となっております。

なお、平成29年3月の道路交通法改正に伴いまして、普通免許で運転できる車両総重量

3.5トン未満の車両となつてございます。

以上でございます。

○田中栄志議長 原田議員。

○4番原田雄一議員 分かりました。こちらについては、ふじみ野市の消防団からの要望があったということで積載車にしたと。積載車のメリット、利点については、昨年、今の時期ですか、私も一般質問させていただきましたが、うちの地域で言うと北野、大原地区は大変狭いところがあると。大型の車両では入れないところがあり、私もかなり心配をしておるということで一般質問させていただきました。そういった場合において、積載車であると、車両が通れなくても積んであるものを下ろして、そして現場へ向かうことができると。そのほかにも、積載車であるので、いろいろな資機材を載せることができると、そういうメリットがあるので、今回については、ふじみ野市においては小型動力ポンプの積載車となったということで理解いたしました。

以上です。

○田中栄志議長 ほかに質疑がなければ、これをもって歳出の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第3号議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○田中栄志議長 異議なしと認め、よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

暫時休憩します。

.....
休 憩 午前11時58分

再 開 午前11時58分
.....

○田中栄志議長 再開します。

5番、本名議員。

○5番本名 洋議員 5番、本名です。第3号議案 令和8年度入間東部地区事務組合一般会計予算に対し、何点か意見を付した上、賛成の立場で討論いたします。

し尿処理事業、葬祭場について、衛生行政の委託事業におけるモニタリングを含む組合のチェック体制、施設の維持管理など、組合として管理運営体制の責任をしっかりと果たしてい

ただきたいと思います。

消防行政については、引き続き人員の確保、予防体制の強化、定年延長における職員の活用、また今後女性職員も増えていくと思いますが、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育休へのハラスメント等、ハラスメント対策を含む働きやすい職場環境の構築をお願いします。

そして、IT化推進業務など、効率化も必要であります。そして、工事請負費や委託料など予算の積算において、専門家の力も借りつつも、組合として職員の育成も含め、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、災害多発の時代になり、その際にまず一番頼りになるのが消防団です。しかし、なりわいを持ちながらの日々の活動や、火災や災害時の活動は様々な困難が伴います。組合としても、成り手不足への対応を含めた消防団への支援の強化や安全面の改善が必要であります。

最後に、今年も暑い夏が予想される中、特に現場職員への熱中症予防対策など、特段の配慮をお願いします、賛成討論といたします。

○田中栄志議長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」という声あり〕

○田中栄志議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○田中栄志議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

.....
休 憩 午後 零時12分

再 開 午後 零時25分
.....

○田中栄志議長 再開します。

第4号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、久保健二議員の退場を求めます。

〔15番久保健二議員退席〕

○田中栄志議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第4号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 異議なしと認め、よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本案は人事に関する案件でございますので、先例により討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより第4号議案を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 田中栄志議長 挙手全員です。

よって、第4号議案はこれに同意することに決定いたしました。

久保健二議員の除斥を解きます。

〔15番久保健二議員復席〕

- 田中栄志議長 第5号議案 損害賠償（安全配慮義務違反）請求事件に関する和解についてを議題といたします。

なお、本議案は、和解条項に公開禁止規定が含まれる性質上、質疑及び答弁に当たっては、詳細な経緯、訴えの具体的な内容などについての質疑及び答弁は控えるようご配慮をお願いいたします。

それでは、担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 佐々木恵司事務局長 第5号議案 損害賠償（安全配慮義務違反）請求事件に関する和解についてご説明いたします。

本組合を被告として提起された訴訟の内容についてですが、安全配慮義務違反により発症したとされる疾患の治療費や慰謝料などを求める訴訟です。これまで1回の口頭弁論、10回の弁論準備手続を経て、このたび裁判所から和解の勧告がなされました。勧告の主な内容としましては、解決金として50万円を支払うこと。組合として、ハラスメントの防止のための措置を実行することなどが明記されております。別紙に添付した和解条項については、裁判所において、原告、被告双方に意見の聴取を行い提示されたものであり、本組合としては事件の早期解決を図るため、この勧告を受入れ、和解を成立させたいと考えておりますので、

地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○田中栄志議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

4番，原田議員。

○4番原田雄一議員 4番，原田です。それでは，質問させていただきます。

本和解条項については，1番から9番までありますけれども，大きなものについては，ここにハラスメント防止に関する要綱があって，この要綱の理解の促進や指導の徹底，これを誠実に実行することを約するというふうになっておりますが，この促進や徹底について具体的にお示しいただきたいと思います。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 組合といたしましては，ハラスメント防止措置につきましては，いろいろな規則で定めております。そうした中で，取り急ぎと言ってはなんですけれども，早急に対応といたしましては，年度初めの訓示，あるいは新入職員への研修，あるいはハラスメントの防止を訴えるための管理職の研修，そういったことを早急に取り組める内容として我々のほうでは考えております。

また，現在も行っていることなのですけれども，相談窓口及び相談員のさらなる周知，年に1回に限らず，機会があるごとに周知をしていきたいと。あるいは，所属内におけるそれぞれのコミュニケーション強化，そういったもので対応のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

○田中栄志議長 原田議員。

○4番原田雄一議員 ハラスメントというのは大変難しい。こちら側では誠実に指導している思いであっても相手側からするとそうではないように受け取られてしまうということで，これは大変難しい問題だということは私も認識をしております。交通事故と同じように100%本当はなくなればいいのしょうけれども，なかなか感じ方の違いというのはありますので，難しいということは分かっておりますが，ここでもって，これを促進，徹底するということを実行することを約束するということですから，これはもう裁判所の和解案について約束をするということは，今後このようなことは，100%とは言わないけれども，ほぼなくなるということで考えていかなければいけないというふうに思うのですが，いかがですか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 確かにこのハラスメントの問題というのは，原田議員おっしゃったように，例えば世代間においても感じ方が全く違うというところが一つの問題でありまして，やはり若手の職員と我々管理職員の考え方の違いというものもあるので，そういった

ことは我々管理職といたしまして時代錯誤だというふうに改めていろんな場所で認識はしておりますので、若い人たちに寄り添うということではないのですけれども、そういったところでも我々としては組合の運営に携わっていく者として実行していかななくてはならないというふうに考えております。

○田中栄志議長 原田議員。

○4番原田雄一議員 ありがとうございます。今、事務局長からお話がありましたけれども、大変難しい。そして、今までもそういういろいろな相談窓口等々を設けてやってきているのでしようけれども、そこにも私はちょっと問題というのがあるのかなというふうにも感じているのです。というのは、内部だけでは大変難しいというふうに私は思っております。というのは、我々市町の自治体においても、例えば監査においても外部監査制度の導入というのがあったのです。要するに内部だけでは難しい。だから外部監査、そういう制度の導入もあった。また、民間においても取締役、役員等々においても外部取締役。内部だけでは難しい。外部の取締役を取り入れて、民間でもそのようになっているということは、内部だけでは大変難しいではないかということを私は思っておりますので、私としては同時並行して何か外部の方に相談できる、またそういう窓口みたいなものの検討が必要ではないかというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 原田議員から貴重なご意見を承ったというふうに認識しております。今後、組合を運営するに当たって、それも一つの案として検討していきたいというふうに考えております。

○田中栄志議長 原田議員。

○4番原田雄一議員 ありがとうございます。今、検討するというような答弁がありましたので、その点については前向きにお願いしたいと。そして、こういう事案がないようにお願いしたいというふうに思います。

それはそれとして、このような事案があったという事実はあります。ここに解決金50万で、最後には訴訟費用は各市の負担等々財務的な問題もあります。そこで、こちらについては職員に対するこの文言もありますけれども、実質解決金50万等々が支払えるということであるから、職員に対する処分等々についてはどのようにお考えか伺います。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 組合のスタンスといたしまして、ハラスメントは行っていないということでこれまでも裁判で争ってまいりましたので、例えば訴状の中に出てくる関係人とされる職員についての処分については今のところ考えてございません。

○田中栄志議長 原田議員。

- 4 番原田雄一議員 今、処分については考えていないというお話がありました。ここに、和解条項の1項目について、令和7年3月3日付、公務災害の認定というふうにあります。認定ということは認められたということと私は理解しておりますが、公務災害として認定されたということ踏まえて再度ご答弁をお願いします。
- 田中栄志議長 事務局長。
- 佐々木恵司事務局長 地方公務員災害補償基金につきましては、基金では仕事と病気の因果関係というものを判断しておりまして、業務上のストレスが精神疾患を引き起こしたかが焦点となっています。一方、裁判につきましては、組合に法的に違法で過失があったかが争われているというような状況です。組合といたしましては、原告が申し出ている内容については、今申し上げたとおり否認をさせていただいておりますが、原告のほうで申し出た内容については、社会通念上逸脱したとまでは言えないというところで争ってまいりましたので、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、関係職員の処分については考えておりません。
- 田中栄志議長 原田議員。
- 4 番原田雄一議員 分かりました。公務災害認定については、認定はされておるけれども、事実関係については争いの中でもって認められていないということで、職員の処分については今現在考えていないということで承知をいたしました。これから大事なことは、やはり今後このようなことが起こらないということがやはり大事だと思いますので、その点、ここで約束するわけですから、何度も申しますけれども、約束するわけですから、徹底については間違いのないようお願いをしたいということで、私の質疑は終わります。
- 田中栄志議長 ほかに質疑ございますか。
15番、久保議員。
- 15番久保健二議員 久保です。すみません、私ちょっと確認というか、お願いも入ってしまうかもしれないのですが、1点だけ申し上げたいのですが、それで今回ハラスメントということで、この説明文の中にもありますように、平成31年、そして入間東部地区事務組合職員のハラスメント防止に関する要綱というのが定められております。今回これに基づいた形で対処ということでされたということで認識はしているのですが、実際平成31年に立ち上げられてから様々なハラスメントというのがまた増え続けているのかなというふうに思いますので、この見直しも含めてまた事務組合側のほうで検討いただければというふうに思うのですが、いかがですか。
- 田中栄志議長 事務局長。
- 佐々木恵司事務局長 貴重なご意見ありがとうございます。例えばハラスメント被害を訴える者については相談員のほうにまずは連絡をするような形になっておるのですが、その時点で例えばハラスメントではないものであったとしても、組織内に設置しておりますハ

ラスメント苦情等処理委員会というのもございますので、そうした中での審査をさせていただいた上で適正な対応を取るようにはしておりますので、久保議員がおっしゃるように、その制定当時から様々なハラスメントが出てきておりますので、そういった全てのものに対して対応できるような体制は現在構築しているような状況ですので、ご理解賜りたいと思います。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございますか。

14番，塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 大変な課題でご苦労さまでした。再発防止を当然しなければいけないのですけれども、先ほどから質問でもあったように、世代間によってかなり違うのですね。私、戦後団塊の世代は、もう小学校時代から先生たちは元軍人という状況の中で、往復びんただとか竹刀でやられるとかというのは当たり前の教育をされてきたのですけれども、今の世代にそんなこと言うとびっくりしてしまうわけです。犯罪になってしまうわけです。そのぐらい社会情勢変わっているわけなのですね。そうすると、そんな団塊世代ほどの大きな違いではなくても、大体20年も違うと相当なギャップが出るわけですね。起きてはいけないのだけれども、起きたときにどうするか。問題を深刻化しないためにどうするか。苦情処理委員会というのがあったのですけれども、苦情等処理委員会には専門家とか女性の参加はされているのですか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 委員会の委員については内部の職員で構成しておりまして、女性是一名もいません。

○田中栄志議長 塚越副議長。

○14番塚越洋一議員 今、ジェンダーフリーということが言われているので、特にこれから消防や救急の職場にも女性がどんどん進出しなければならない。そうしたときに、やはり対応する方が全部男性だけというのはちょっと私はいかがなものかというふうに率直に思ったわけなのですけれども、ぜひそこは苦情等処理委員会のところが男性の方だけが並ぶのではなくて、女性が1人か2人はいらっしゃるといって大分雰囲気も変わってくるし、問題がこじれる前に解決もできる可能性も高まってくると思うのですけれども、男性の問題も女性が聞くのも大事だし、いろいろあるわけですね。そういう点では、今後要綱等の見直しだとか、第三者の導入とか、そういうことはお考えになっていきますか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 現在のところ、第三者の方をお願いするというようなことは考えてはおりません。また、女性の職員につきましても、一応委員構成につきましては課長級以上の職員で構成されておりますので、そういった中で女性の課長職がいればメンバーに加えるとい

うことも可能なのですけれども、今のところ女性の対応ができる職員がいないものですから、今現在女性はいないというような形になっておりますけれども、塚越議員の話ももっともだと思いますので、今後人事等の中で、世の中に女性登用というのは叫ばれているところですから、そうしたところでも組合としては考えていく必要があるかなというふうには考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」という声あり〕

○田中栄志議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第5号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○田中栄志議長 異議なしと認め、よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○田中栄志議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○田中栄志議長 挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 一般質問

○田中栄志議長 日程第9，一般質問を行います。

原田議員から発言の通告がありましたので、これを許可します。

4番，原田雄一議員。

○4番原田雄一議員 4番，原田です。それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回については、大きい項目で2項目です。まず、最初の項目、簡易消火栓について質問させていただきます。簡易消火栓につきましては、各市町にあるというお話は聞いておりますが、またそれ以外でも公設でないのもあるという話も聞いておりますが、今回については

市町別の公設の簡易消火栓の件数と、公設になった理由についてお伺いをいたします。

(2)として、公設簡易消火栓の点検をされておるとと思いますが、点検とその方法についてお伺いをいたします。

そして、(3)として、町会、自治会等への点検の周知はどのようにされているのか。

また、町会、自治会によっては簡易消火栓について高い意識をお持ちでもって、万が一のときにはやはり使えるような状況であってほしいと。また、そういう訓練もあればいいというような要望があると聞いておりますので、こちらの点検周知と訓練の補助等についてはどのようにお考えか、お伺いをいたします。

そして、大きな項目の2項目めです。議会への報告、説明ということですが、この議会への報告、説明については、私若干疑念を持っているところがあります。少し説明させていただきますと、先ほども議案でもありましたが、安全配慮義務違反ですか。一昨年、平成6年の9月に、たしか補正予算でもってこの案件が、弁護士の手つけ費用ですかね、について上がってまいりました。そのときに私たちも初めて知ったことと思います。そして、その後、ちょうど1年前ですか、資料を見ますと3月の3日付でもって安全配慮義務違反の認定がされたということでありました。その後、昨年の3月議会が3月の18、19日でしたか、に実施されたと思いますが、何の報告もなかったということでもって、私も少し議会への報告、説明については疑念を持っておりますので、その点を踏まえて今回3項目でもって通告を上げさせていただきました。

まず、(1)として、過去5年間における事件、事故、不祥事等についてはどうなのかと。議会への説明がされておるか。

そして、(2)として、車両の損壊等に対する対応、手続はどのようにになっているのか。また、議会への説明、報告についてはどうなっているのか。

そして、(3)として、議会報告事項として、議会への報告事項について何か明文化したものはあるのかどうか、そういう決まりがあるのかどうかについてお尋ねをしたいというふうに考えております。

以上、大きい項目2項目について質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○田中栄志議長 答弁願います。

消防長。

○上田安孝消防長 消防長の上田でございます。

それでは、1、簡易消火栓についてお答えいたします。初めに、(1)、市町別公設簡易式消火栓の件数と、公設となる理由についてでございますが、まず市町別公設簡易式消火栓の数は、富士見市が8基、ふじみ野市が65基、三芳町が4基、合計77基でございます。

次に、公設となった理由についてでございますが、私設から公設になった理由は、資料が

ないため不明でございますが、昭和50年頃に各自治会から私設簡易式消火栓採納願いが提出されたことから、消防が調査を実施し、不備、欠陥を修理後、採納受理書をお渡しして公設となっております。

続いて、(2)、公設簡易式消火栓の点検とその方法についてでございますが、簡易式消火栓については、各署、分署が定期的に点検をしております。水利調査は、入間東部地区事務組合消防活動における地理及び水利調査規定に基づき、一般調査として毎月1回以上定期的に調査することが規定されていることから、各署、分署においては、受け持ち区域の消火栓、防火水槽、簡易式消火栓に関して年間計画を立てて調査を行っております。

調査事項については、当該規程第6条第2項に基づき、位置の確認、漏水の有無、蓋の破損の有無及び開閉状況、口金の土砂または土による埋没の有無、付近の障害物の有無について調査を行っております。

なお、当該規程に基づき、水利調査は署長が調査業務計画を樹立して実施し、調査後は消防水利調査報告書により取りまとめ、毎月5日までに消防長に報告しなければならないと規定されていることから、水利調査に関しては、計画から実施、報告に至るまで署で行っております。

続いて、(3)、町会、自治会への点検周知と訓練補助についてでございますが、調査の報告につきましては、毎月規定により消防長に報告することとなっております。町会、自治会への報告は行っておりません。今後、自治会からの要望を踏まえた上で対応してまいりたいと考えております。

また、訓練補助についてでございますが、自治会の訓練に際しましては、署の消防課と訓練内容について打合せを行った上で実施されます。実施内容でございますが、消火訓練の項目の中に、水消火器、バケツリレー、簡易式消火栓と分かれております。自治会における簡易式消火栓の訓練の状況でございますが、令和5年は6つの自治会、令和6年は4つの自治会、令和7年は6つの自治会が実施しております。こうした訓練を通じて、有事の際に住民の皆様がけがをすることなく、有効な初期消火が展開されますよう訓練の実施を呼びかけてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

2、議会への報告、説明についてお答え申し上げます。(1)、過去5年間の事件、事故、不祥事についてでございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間における事件、事故、不祥事の件数は9件でございます。入間東部地区事務組合消防広報規程の規定に基づき、危機管理広報マニュアルにより報道対応等を行っております。

(2)、車両等損壊に対する対応、手続についてでございますが、緊急車両が損壊を受けた事例は、過去4件でございます。この4件全ては救急活動中の救急車が破壊を受けたもの

でございます。対応といたしましては、傷病者の搬送を第一としつつ、被害届の提出及び器物損壊による告訴状の提出をそれぞれ警察に対し行っております。修理代を求める損害賠償請求と処罰を求める告訴状提出を並行して進めますが、示談が成立した場合においても告訴の取下げは行っておりません。ただし、4件のうち1件は、小学児童による損壊だったため、被害届及び告訴状の提出はしておらず、保護者により修理代を全額負担していただくことで完結しております。

なお、地方自治法第96条第1項各号に掲げる議決事件に該当しないため、議会への議案提出はしておりません。

過去の事例4件につきましては、いずれも暴力などによる救急隊員の受傷にまで至ってはおりませんが、今後におきましても警察と緊密な連携や現場への増隊を行うなど、現場で活動する隊員の安全確保に努め、適切に活動を行ってまいります。

(3)、議会報告事項についてでございますが、地方自治法第96条第1項各号に掲げる議決事件には該当しないが、入間東部地区事務組合消防広報規程に掲げる重大な事案に該当する場合は、危機管理広報マニュアルに従い危機管理対応を行ってまいります。この危機管理対応には、報道対応及び組合議会対応等関係機関への対応が含まれております。情報収集と対応協議を迅速に行い、組合議会等関係機関と緊密な報告、連携体制を維持するよう努めてまいります。

説明は以上になります。

○田中栄志議長 答弁が終わりました。

原田議員。

○4番原田雄一議員 それでは、若干再質問をさせていただきます。

まずは、1番の簡易消火栓についてであります。簡易消火栓については、今ご答弁いただきましたが、富士見市が8、ふじみ野市が65、三芳町が4ということなのですが、なぜかふじみ野市が65と突出して多いということですが、この詳細な経緯については昔のことで分からないというお話がありました。それについては理解をいたしましたが、点検の方法については、定期的に毎月1回以上ということなのですが、これは全部で77か所あるのですけれども、定期的に毎月1回以上ですが、その内容ですが、具体的にどういうふうに毎月1回以上となっているのか、実施しているのか、その点いかがでしょうか。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 消防長の上田です。ブロック別に分かれていまして、1つの地域をブロックに分けて、その地域を月に1回回る。それを順番で繰り返して、年間を通して1回以上回るようになっております。

以上になります。

○田中栄志議長 原田議員。

○4番原田雄一議員 分かりました。そうしますと、ブロックごとに分かれているのだと。そのブロックごとに毎月1回以上やって、年間ではほぼ全てのところが点検はできるという理解でよろしいでしょうか。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 今、原田議員がおっしゃったとおりです。

以上になります。

○田中栄志議長 原田議員。

○4番原田雄一議員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、あと、3番目の自治会、町会への点検周知ということでお尋ねをしますが、点検、周知についてはないという答弁でした。ここでもって非常に地元の方からすると、要はやったかやらないか分からないのです。地元の方は。我々も、今消防長お話があったとおり、ブロック別に分けて年に1回以上やっているのですよというお話を聞きましたが、それはやったかやらないかが地元の方は分からない、そういう声があるのですね。例えばAというブロックの箇所はいついつやったということであれば、そこにシールでも何でも結構なのですが、何か、いついつ、どの分署でやりましたと。実施しましたと。点検を。何かそういう印みたいなものが必要かというふうに私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 大変貴重なご意見ありがとうございます。今後、そのような感じで検討していきたいと考えております。

○田中栄志議長 原田議員。

○4番原田雄一議員 あと、点検、補助については、令和5年、6年、7年と希望があった団体からということですか、実施しているということですので、それについては、大変お忙しいとは思いますが、これについては点検のサポートということはしていただきたいと思いますが、1点だけお話をさせていただきますと、もちろん消防の職員の方はプロです。プロであるから消火栓がどうのこうのということは見てすぐ分かると思います。ところが、一般の住民の方はやはり素人なのです。先般、私も地域の方に呼ばれて中を見させていただきました。そうしたら、消火栓の箱というのですか、あれを開けますと、そのとき説明があったのは、中がずっと土で埋もれていて、これでは使える状態ではなかったというような話を聞きました。そして、それを消防署の方に連絡をしたらば、その土をある程度、どのくらいかはちょっと分かりませんが、10センチか20センチか掘り下げてくれて、取りあえず口は出るようになったと。ただし、何十年も実際として使われていないわけです。そうすると、口はさびて、これでは筒がはまらないのではないかというのが一般的な住民の方の見方なので

す。私も、その上、お話を聞いて、さわってみました。確かに、もう恐らく30年、40年前ですか。そうしますと、さびていて、住民が見ると管鎗が刺さらないのではないかと、使えないのではないかと、そういうふうに感じるわけなのです。ですから、その点については、きちんとやはり整備をするなり、または新しいものに先を交換するなりしないと、またはきちんと住民の方にこれは刺さるのですというふうなことでもって、現場でもって見てしっかりと示す、教えてあげないと分からないと思うのですけれども、その点いかがですか。

○田中栄志議長 消防長。

○上田安孝消防長 今後、またその維持管理につきましても、こちらで検討する課題の一つと考えております。また、すぐ使えるように自治会を通してまた私たちも指導しながら、住民に安心、安全を与えていきたいと考えております。

以上です。

○田中栄志議長 原田議員。

○4 番原田雄一議員 分かりました。

それでは、簡易消火栓を使うことがあってはいけないのですけれども、ただやはり地域でもって発見された場合、一番近くにある、1分1秒でも水を出すということが大事かと思えますので、その点地域の方と連携をよろしくお願いしたいと思えます。

次です。議会への報告、説明についてです。過去5年間の事件、事故、不祥事については9件あったということでもって、広報規程にのっとって対応しているというお話がありました。私自身も議会に対して報告があったものとなかったものとあるのかなというふうに感じておるのですけれども、2番目の車両等の損壊、これについては4件、救急活動について損壊があったと。うち1点については子供さんの事案なので、告訴はしなかったということですが、4件については全部被害届を出しているということであります。ただ、ここで先ほどの答弁では、96条の議決事件ではないというお話がありました。私は、議決事件を言っているのではなくて、議会への報告はどうかということを上申しているのです。ということは、救急自動車に損壊を受けて、要するに被害届を警察に出していると。また、告訴状も出していると。このような大事な案件をなぜ議会に報告しないのだと。そこなのです。私は、これが先ほど言ったとおり不思議でならない。議会に報告すればいいではないですか。いついつこういう案件があって、被害届を出しましたと。告訴状も出しましたと議会に報告すればいいと思うのですけれども、なぜされないのか再度お願いします。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 まず、車両の損壊に関してなのですけれども、こういった事象というのは捜査機関に被害があったよということを知らせる実務上の一つだというふうに認識しております。例えば議決案件とは違うのだということで原田議員のほうからお話がありました

けれども、それをちょっと整理する意味での答弁とさせていただきますが、議決が必要な訴えの提起はあくまで民事訴訟を対象としているものであって、告発あるいは告訴につきましては裁判を起こすためのものではなく、捜査機関に対して犯罪捜査や処罰を求めるためのものでありまして、権利を主張するものではないというふうに我々のほうでは解釈しておることから、議決は必要ないというふうに判断しております。

また、この捜査機関に対する告訴、告発の関係につきましては、先ほども申し上げたとおり、行政上の実務の中で行っているものですので、特に我々のほうとしては報告を行うものではないというふうに認識はしております。

以上です。

○田中栄志議長 原田議員。

○4番原田雄一議員 今ご答弁いただきましたが、私はそれは違うのではないかとというふうに申し上げます。まず、96条の議決案件については、これは法に基づくものですから、当てはまらなければ議決はないわけです。それはもう分かっています。当然のことです。しかしながら、議会への報告です。警察に届出を出している。ましてや告訴状を出すということであれば、これは当然に議会への報告があつてしかるべきだと私は感じています。ほかの議員もどうでしょうか。感じていると思いますが、これを報告されないというのは、ちょっと意識が違うのではないかと。今までも報告あります。令和7年の段階で文書で報告いただきましたが、出動隊がもろもろの理由で現場到着4分遅れてしまったということもありました。その前も救急活動中に、ストレッチャーを落としてしまったというような報告もいただきましたけれども、報告でいいわけです。報告するわけなのです。定例会が2回、臨時会2回ありますよね。3月、9月、6月、12月。冒頭で我々市町の議会でも、最初にいろいろと諸報告があります。いろんな事例、報告があります。そういう段階で、こういう事案がありましたという報告、これは私は必要だと思いますが、再度伺います。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 確かに公有財産の損害に係るそういった組合の不利益というか損害につきましては、確かに構成市町の住民の方へ広く報告というか認知をさせていただくものであるというふうには思っております。そうした中で、一つの方法としてなのですが、例えば毎年決算書の附属書類の中で、例えば前年度の告訴件数が何件とか車両損壊事件が何件とか、そういった方法での皆様方への報告、周知等については可能だと思うのです。年に数回ある中で、議員の皆様方に毎回毎回ご足労をかけるというのもちょっとどうなのかなというふうな認識もございますので、この報告あるいは周知等につきましては検討していく一つの課題と捉えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中栄志議長 原田議員。

○ 4 番原田雄一議員 今、事務局長から答弁ありましたけれども、やはりタイムリーということもありますけれども、別段昨年のおきも2月の4日の日に怪文書というのですか、俗に言う、あのときも説明会開いていただきました。ただ、そういう大げさなことをしてほしいと私言っているのではないのです。定例会がある。臨時会がある。だからその間にこういう事件、事案がありましたと。そういう報告ができないのかということをお願いしているのです。というのは、先ほど事務局長もおっしゃいましたけれども、車両が市町の要するに負担金いただいています。その負担金は、要するに市民、町民の税金です。だから、そうであれば、それは別に報告すればいいのですから、それがどうしてもできないのかちょっと理解に苦しむのです。だから報告をしてくださいと私は、それをどうのこうのということではない。こういう事案がありましたという報告をしてほしいということを申し上げている。どうですか。いかがですか。

○ 田中栄志議長 事務局長。

○ 佐々木恵司事務局長 報告の内容にもよるのですけれども、例えばその報告の内容が個人のプライバシーに関わるようなものであれば、当然それは開示するものではないというふうに我々としては思っておりますので、今原田議員からご指摘のあったとおり、例えば告訴した、あるいは車両損壊があったという程度の報告であれば、今後例えば議会の定例会、臨時会のおきに報告のほうはやぶさかではないというふうに考えます。

○ 田中栄志議長 原田議員。

○ 4 番原田雄一議員 分かりました。私もそんな細かいところまで説明しろと言っているわけではないのです。いついつ、例えばどこどここの分署でもってこういう事案があったということでも結構だと思うのです。それをしないと逆に、我々はよそから聞くのです。そうすると、よそから聞くと、どうなると思います。尾ひれがつくのです。尾ひれがついて、何が正確なものかというのは分からない。だから、ある程度我々もきちんと住民に対して説明をしなければならない。であれば、しっかりと報告をしていただくということがやはり大事かと思います。これ以上は求めませんが、議会に対する報告については十分に検討されて報告をしていただくようお願いをいたします。

以上で終わります。

○ 田中栄志議長 以上で一般質問を終了いたします。

△ 日程第10 閉会中の継続調査の申出について

○ 田中栄志議長 日程第10、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査

の申出がありました。委員会からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 異議なしと認め、よって委員会からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

.....

◎管理者あいさつ

- 田中栄志議長 挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。
管理者。

- 星野光弘管理者 本定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ご提案をお願い申し上げました議案に対しまして慎重なご審議の上、そしてそれぞれ可決を賜り、誠にありがとうございました。そして、様々なご質問、ご意見、そして一般質問など、賜りましたご意見、ご質問、我々で改善すべき点につきましては、しっかり検討を加えながら、本消防行政をしっかり前に向けて進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、これまで消防行政に尽力してまいりました上田消防長が3月31日をもって退任となります。大変お世話になりました。

消防行政においては、4月から新たな執行部体制のこととなりますが、今後におきましても、管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため、職員一丸となり、業務に邁進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、健康管理にご留意をいただき、今後も一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。長時間にわたりましてご審議賜り、感謝申し上げます。ありがとうございました。

.....

△閉会の宣告（午後 1時15分）

- 田中栄志議長 お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 異議なしと認め、よって本定例会は閉会することに決定いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和8年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を閉会いたします。

△署 名

左記会議のてんまつは，書記長が記載したものであるが，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

議 長 田 中 栄 志

署名議員 本 名 洋

署名議員 小 松 伸 介